**「市政改革プラン3.0」の**

**進捗状況**

**―市民の暮らしの満足度向上をめざした市政改革―**

**（令和３年度末時点）**

|  |
| --- |
| **令和４年９月****大阪市** |

令和4年度以降の取組は

「市政改革プラン3.1」として継続します

**目次**

**Ⅰ　概要**・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1

**Ⅱ　目標の達成状況**・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・3

**Ⅲ　項目ごとの進捗状況**・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・7

**【改革の柱１】ＩＣＴを活用した市民サービス向上**

　１　行政手続きのオンライン化とＢＰＲ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・8

　２　市民利用施設に係る手続きの利便性向上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・10

　３　多様な公共料金支払手段の整備・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・11

**【改革の柱２】官民連携の推進**

１　各事業の経営システムの見直し

1. 水道・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・12
2. 工業用水道・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・13
3. 下水道・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・14
4. 幼稚園・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・15
5. 保育所・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・16
6. 一般廃棄物（収集輸送）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・17
7. 市場（本場・東部市場）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・19
8. 市営住宅・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・20
9. 動物園・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・21

２　最適な民間活力の活用手法の導入

1. ＰＰＰ／ＰＦＩの活用促進・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・22

**【改革の柱３】効果的・効率的な行財政運営**

１　質の高い業務執行

1. 業務改革の推進・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・24
2. 最新技術を活用した維持管理業務等の効率化・・・・・・・・・・・・・・25

２　施設・事業の適切なマネジメントの取組の推進

1. 持続可能な施設マネジメントの取組の推進・・・・・・・・・・・・・・・・26
2. 大規模事業等のリスク管理・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・28

３　効率的な行財政運営

1. 施策・事業の見直し・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・30
2. 人員マネジメントの推進・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・31
3. 未利用地の有効活用等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・32
4. 未収金対策の強化・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・34

**【改革の柱４】ニア・イズ・ベターの徹底**

　　１　地域活動協議会による自律的な地域運営の促進・・・・・・・・・・・・・・・・・36

　　２　区ＣＭ制度の趣旨を踏まえたルールや制度の適切な運用の徹底・・・・・・・・・・40

　　３　区役所業務の更なる標準化の推進・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・42

**【改革の柱５】人材育成・職場力の向上**

　１　次代を担う職員の育成・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・43

**【改革の柱６】働き方改革**

　　１　働き方改革の推進・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・45

（巻末資料）４－１：地域活動協議会による自律的な地域運営の促進 各区状況シート・・・・47

（用

語索引）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・63

**「市政改革プラン3.0」の進捗状況（令和３年度末時点）**

Ⅰ　概　　要

大阪市では、市民が本市に暮らすことの満足度を向上させるため、生産性向上の視点を踏まえ、「市民サービスの向上」「コスト削減」「スピードアップ」をめざす計画として、令和２年４月に「市政改革プラン3.0」を策定しました。この「市政改革プラン3.0」では、令和２年度から令和５年度までを取組期間とし、「ＩＣＴ[[1]](#footnote-1)を活用した市民サービス向上」「官民連携[[2]](#footnote-2)の推進」「効果的・効率的な行財政運営」「ニア・イズ・ベター[[3]](#footnote-3)の徹底」「人材育成・職場力の向上」「働き方改革」の６つの柱のもとに、29件の目標を設定し、改革を推進しています（令和４年３月「市政改革プラン3.1」【市政改革プラン3.0の中間見直し版】に改定済）。

「市政改革プラン3.0」に掲げた取組については、毎年度末に進捗状況を点検し改善を図るなど、ＰＤＣＡ[[4]](#footnote-4)サイクルを推進していくこととしており、今回、令和３年度末時点の状況について、各所属での自己点検を行い、さらに、大阪市改革プロジェクトチームにおける所属横断的観点による点検・評価を経て取りまとめました※１。

令和３年度において、改革の柱１「ＩＣＴを活用した市民サービス向上」では、スマートフォンで電子署名を行えるアプリ「スマートＯＳＡＫＡ」をリリースするなど、行政手続きのオンライン化に向けた取組を進めました。

改革の柱２「官民連携の推進」では、令和３年４月に地方独立行政法人天王寺動物園を設立、また、市営住宅維持管理業務において指定管理者制度を導入するなど取組を進めました。

改革の柱３「効果的・効率的な行財政運営」では、施設のあり方検討のためのガイドライン骨子を作成し、新公会計制度に基づくコスト情報などを活用した資産情報の一元化・見える化の取組を実施するとともに、「空き施設活用方針」に基づき取組を実施しました。

次に、改革の柱４「ニア・イズ・ベターの徹底」では、区・局間の意識の隔たりを解消するために、区ＣＭ[[5]](#footnote-5)事業のＰＤＣＡの仕組みに係る運用状況の振り返り結果を関係所属に周知し実践の徹底を行いました。また、令和２年度に整理を図った区長（区ＣＭ）の権能のあり方を踏まえ、区・局連携の実践を進めることで、区長・区ＣＭによるマネジメントが効率的・効果的に実施されるよう取り組みました。

また、改革の柱５「人材育成・職場力の向上」では、リーダーシップを発揮できる人材や幹部の育成を推進するため、階層別研修を実施するとともに、令和４年度からの民間企業派遣先の拡充や、新たに民間企業から本市への受け入れ開始に向けた環境整備などの取組を行いました。

さらに、改革の柱６「働き方改革」では、テレワーク[[6]](#footnote-6)や時差勤務など柔軟な働き方の推進等の取組を進めました。

その結果、評価可能な令和３年度目標27件のうち、約８割となる21件が「達成」となったものの、残る６件は「未達成」となりました。

今後、現在の進捗状況を踏まえ、重点的な取組や課題を有する取組等について所属長の率先垂範を促し、目標が未達成の項目について取組内容の改善を図るとともに、年度末時点での目標の達成状況及び取組の実施状況を点検・評価するなど、ＰＤＣＡサイクルを回しながら、改定後の「市政改革プラン3.1」に基づき、市政改革を着実に推進してまいります※２。

※１　本冊子に記載の「３年度実績」や「４年度以降目標」等の各項目は、評価基準となる令和４年３月31日時点の内容で掲載しています。

※２ 「４年度以降目標」については、「市政改革プラン3.1」【市政改革プラン3.0の中間見直し版】の中で、引き続き取組を推進していきます。

Ⅱ　目標の達成状況

29件の目標について、７ページ以降に進捗状況を明らかにするとともに、令和３年度末現在で評価可能な27件の令和３年度の目標について達成状況を評価しました。また、全ての項目について令和３年度の主な取組実績、課題及びこれらを踏まえた令和４年度の取組内容を記載しています。

**○ 改革の柱ごとの主な状況**

令和３年度の主な状況は次のとおりです。

　　[評価結果一覧]　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（令和４年３月末現在）

|  |  |
| --- | --- |
| 評価結果の区分改革の柱 | 評価可能な令和３年度目標 |
|  | 達成 | 未達成 |
| １ | ＩＣＴを活用した市民サービス向上 | ４ | ４ | ０ |
| ２ | 官民連携の推進 | ８ | ５ | ３ |
| ３ | 効果的・効率的な行財政運営 | ９ | ８ | １ |
| ４ | ニア・イズ・ベターの徹底 | ４ | ３ | １ |
| ５ | 人材育成・職場力の向上 | １ | １ | ０ |
| ６ | 働き方改革 | １ | ０ | １ |
| 計 | 27 | 21 | ６ |

**【改革の柱１】ＩＣＴ[[7]](#footnote-7)を活用した市民サービス向上**

「行政手続きのオンライン化とＢＰＲ[[8]](#footnote-8)」（ｐ８~９）については、スマートフォンで電子署名を行えるスマホアプリ「スマートＯＳＡＫＡ」をリリースするとともに、行政オンラインシステムの機能を追加し取組を進めた結果、行政手続きのオンライン化件数（累計）については、目標の約500件に対し約600件となり、目標を達成しました。

「市民利用施設に係る手続きの利便性向上」（ｐ10）については、利用手続きのオンライン化施設数は目標の33施設に対し34施設となり、目標を達成しました。また、市民利用施設の一覧サイトについても、目標どおり稼働することができました。

「多様な公共料金支払手段の整備」（ｐ11）については、「「多様な公共料金支払手段の整備」実施計画」に基づき、目標である37施設について取組を推進し、目標を達成しました。

**【改革の柱２】官民連携[[9]](#footnote-9)の推進**

「下水道」（ｐ14）については、「汚泥処理炉」での民間活用の拡大に向け、ＰＦＩ[[10]](#footnote-10)事業に係る実施方針及び特定事業の選定・公表を行いました。

「保育所」（ｐ16）については、令和５年度に民間委託予定の３箇所について公募を実施しました。

「一般廃棄物（収集輸送）」（ｐ17～18）については、東北環境事業センター・西北環境事業センターの資源ごみ・容器包装プラスチック収集を民間委託しました。

「市営住宅」（ｐ20）については、市営住宅維持管理業務において、令和３年４月に指定管理者制度[[11]](#footnote-11)を導入しました。

「動物園」（ｐ21）については、地方独立行政法人[[12]](#footnote-12)天王寺動物園を令和３年４月に設立しました。

上記５項目については目標達成となった一方、「幼稚園」（ｐ15）については、民営化に向けた個々の園の進め方の方針を策定するため、所管所属と関係区との間で協議に向け準備を進めましたが実施には至らず、未達成となりました。引き続き、関係区・関係先との間で調整のうえ、取組を進めていきます。

「市場（本場・東部市場）」（ｐ19）については、令和２年度に作成した「大阪市中央卸売市場経営計画2021」に基づき、引き続き経営の健全性を確保するための各種取組を実施するとともに、最適な市場運営のあり方の方針決定に向けた検討を進めましたが、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、方針決定には至らず未達成となりました。引き続き、最適な市場運営のあり方については、新型コロナウイルス感染症の状況を踏まえ継続して検討していきます。

「ＰＰＰ[[13]](#footnote-13)／ＰＦＩの活用促進」（ｐ22～23）については、職員向け研修として、「ｅラーニング研修」「官民連携研修」を実施するなどの取組を進めましたが、「事業の企画・実施に関わっている職員のうち、民間活力を活用しようとしている職員の割合」については、目標の70％に対し、65.5％にとどまり未達成となりました。これまでの職員アンケート結果の分析を踏まえ、引き続き、研修内容を工夫して実施し、官民連携に関する理解促進を促していきます。

**【改革の柱３】効果的・効率的な行財政運営**

「最新技術を活用した維持管理業務等の効率化」（ｐ25）については、ドローンによる防潮堤点検業務の運用範囲を目標としていた15kmに拡大しました。

「持続可能な施設マネジメントの取組の推進」（ｐ26～27）については、施設のあり方検討のためのガイドライン骨子を作成し、新公会計制度に基づくコスト情報などを活用した資産情報の一元化・見える化の取組を実施するとともに、「空き施設等活用方針」に基づき取組を実施しました。

「施策・事業の見直し」（ｐ30）については、ＰＤＣＡ[[14]](#footnote-14)の徹底に係る新たな仕組みの構築として、運営方針に係る各所属の実態調査の結果を踏まえ、運営方針制度の運用に関する仕組みの再構築を行い、目標達成となりました。

「未利用地の有効活用等」（ｐ32～33）については、精査した未利用地の状況について、一覧表を公表するとともに、用地ＰＴヒアリングにおいて処分等に向けた進捗管理を行うほか、区役所が進める未利用地を活用したまちづくりに関して、総合的な調整や用地ＰＴにおける事前審査（フィルタリング）により積極的なサポートを実施するなど取組を進めた結果、目標の売却収入額60億円に対し、84億円（累計155億円）（決算見込）となり目標を達成しました。その他、「大規模事業等のリスク管理」（ｐ28～29）、「人員マネジメントの推進」（ｐ31）及び「未収金対策の強化」（ｐ34～35）についても目標達成となりました。

一方、「業務改革の推進」（ｐ24）については、業務運営上の課題解決に係る職員提案を募集し、提案内容を取りまとめましたが、多様な技術の活用等による事務の簡素化・効率化に係る実施計画については、大阪市ＤＸ[[15]](#footnote-15)戦略を策定することから同計画の策定を見送ることとしたため、全体としては未達成となりました。今後は、業務運営上の課題解決に係る職員提案の実現に向け、提案内容の点検・精査を実施していきます。

**【改革の柱４】ニア・イズ・ベター[[16]](#footnote-16)の徹底**

「地域活動協議会[[17]](#footnote-17)（以下、「地活協」という。）による自律的な地域運営の促進」（ｐ36～39）については、地活協の課題を丁寧に聞き取り、コロナ禍における地域活動に安心して取り組めるよう感染防止対策に係る補助金制度の見直しを行うとともに、地域の実情に即したきめ細かな支援等の取組を行いました。その結果、「地活協の構成団体が、地域特性に即した地域課題の解決に向けた取組が自律的に進められている状態にあると思う割合」については、目標である88％に対し89%となり達成しました。

「区役所業務の更なる標準化の推進」（ｐ42）については、関係所属が連携して設置した改善本部のもと策定された標準化計画に沿って取組を実施し、目標達成となりました。

一方、「区ＣＭ[[18]](#footnote-18)制度の趣旨を踏まえたルールや制度の適切な運用の徹底」（ｐ40～41）については、区長会議において、「区ＣＭ事業のＰＤＣＡ」の仕組みに係る運用状況の振り返り結果を周知し実践の徹底を行うとともに、令和２年度に整理を図った区長（区ＣＭ）の権能のあり方を踏まえ、区・局連携の実践に取り組みました。結果、「関係所属において区ＣＭ事業のＰＤＣＡが適切に行われ、制度の趣旨に即した運用が徹底されていると評価している区長（区ＣＭ）の割合」については、24区長のうち24区長全員が「徹底されている」と評価し目標達成となったものの、「ニア・イズ・ベターの徹底の観点から、区ＣＭ権限等が適切に整理されていると考える区長（区ＣＭ）の割合」については、24区長のうち23区長が「整理されている」と評価するにとどまり、未達成となりました。引き続き、各区長（区ＣＭ）の意見等を踏まえ、目標達成に向けた課題を洗い出し、その解決に向けて取組を進めていきます。

**【改革の柱５】人材育成・職場力の向上**

「次代を担う職員の育成」（ｐ43～44）については、各階層別研修においてリーダーシップを発揮するために必要なカリキュラムや問題解決に係る研修を実施するとともに、民間企業派遣研修の拡充等の取組を進めた結果、「「状況に応じて、リーダーシップを発揮している」かつ「困難な問題にも積極的にチャレンジし、自己成長につなげたい」に、「思う」と回答した職員の割合」は、目標の10％に対し12.2％となり達成しました。

**【改革の柱６】働き方改革**

　「働き方改革の推進」（ｐ45～46）については、時間外勤務の状況に応じたヒアリングを行うとともに、テレワーク[[19]](#footnote-19)、時差勤務、休憩時間などの各種制度による柔軟な働き方の推進等に取り組んだものの、「職員１人あたりの時間外勤務の年間平均時間数」については、目標の124時間以下に対して135時間となり未達成となったほか、「職員１人あたりの年次休暇の年間平均取得日数」についても、目標の16日以上に対して15.8日にとどまり、また、「男性職員の育児休業等取得率」についても、目標の30.0％に対して28.8％にとどまったため、いずれも未達成となりました。また、「管理職に占める女性職員の割合（事務系）」についても、目標の課長級以上20.0％、係長級以上30.0％に対し、課長級以上18.9％、係長級以上28.1％で目標達成に至らず、未達成となりました。引き続き、時間外勤務の上限規制を踏まえ、ＰＣログ管理支援システムを活用しながら管理の徹底を図るとともに、研修の実施やテレワーク、時差勤務などの各種制度による柔軟な働き方の更なる推進に取り組みます。加えて、全庁横断的な取組を行うためのプロジェクトチームを設定し、大阪市役所のあるべき働き方の絵姿を示していきます。

Ⅲ　項目ごとの進捗状況

　令和３年度目標の達成状況については、次の考え方により評価しました。

「３年度目標の評価」欄において、「達成」・「未達成」の２つの区分で評価

・目標が数値化されているもの

　　　　　→　目標値と実績値を比較し、目標を達成しているかどうかを評価

　　　・目標が数値化されていないもの

　　　　　→　「目標」欄に掲げられた事項を実現できているかどうかを評価

　　※令和３年度の目標設定がないものは「―」と記載しています。

年月及び年度の表示については、和暦（元号）によるものとしますが、元号表記は省いております。

　　・年月

　　　　例：平成30年、平成31年４月　⇒　30年、31年４月

　　　　　 令和元年５月、令和３年　　⇒　元年５月、３年

・年度

例：平成29年度、平成30年度　⇒　29年度、30年度

　　　　　　令和元年度、令和３年度　　⇒　元年度、３年度

**【改革の柱１】ＩＣＴを活用した市民サービス向上**

**柱１－１　行政手続きのオンライン化とＢＰＲ[[20]](#footnote-20)**

３年度目標の達成状況

| 目標 | ３年度実績 | ３年度目標の評価 | ４年度以降目標（設定・変更等） |
| --- | --- | --- | --- |
| 行政手続きのオンライン化件数２年度　199件（現行電子申請システムから移行される手続きを含む）３年度　約500件（累計）５年度　584件（累計） | 約600件（累計） | 達成 | 行政手続きのオンライン化件数４年度　約700件（累計）５年度　約1,000件（累計）（理由）３年度に実施した、行政手続きのオンライン化に向けた進捗調査の結果をもとに新たに設定したため。 |

３年度取組の実施状況

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| ３年度の取組内容 | ３年度の主な取組実績 | 課題 | ４年度の取組内容（課題に対する対応） |
| 1. **電子申請システムの機能拡充とオンライン化申請対象業務の拡大**

・「大阪市行政手続きオンライン化推進計画」に示す、第３段階（システム間連携・証明書等の「電子交付」）を実現するため、オンライン申請された申請情報を各業務システムに連携する手法を検討する。・窓口の混雑緩和に向け、Web面談、面談予約などのテクノロジーの積極的な活用推進を図る。 | ・スマホで電子署名[[21]](#footnote-21)を行えるスマホアプリ「スマートＯＳＡＫＡ」をリリースした。（４月）・次の機能を追加した。(1)システムでの予約者や申請者、登録者に通知を行う機能(2)代理申請、代行申請を行う機能(3)統合基盤システム[[22]](#footnote-22)との連携機能・行政オンラインシステムで予約し、Web会議ツールで面談を行うリモート相談窓口の実施を支援した。 | ・申請情報の電子化及び業務改革による本市の業務負荷軽減、業務効率化を進めるとともに、行政サービスのデジタル化も並行して行うことで、行政サービスのリモート化の実現をめざしていく必要がある。 | ・「大阪市行政手続きオンライン化推進計画」に示す、第３段階を実現するため、オンライン申請された申請情報を介護保険システム等の各業務システムに連携する手法を検討する。・窓口の混雑緩和に向け、Web面談、面談予約などのテクノロジーの積極的な活用推進を図る。 |
| 1. **手続きのオンライン化に伴う業務プロセスの見直しによる業務効率化**

・窓口の混雑緩和に向けたオンライン化の加速を行うとともに、窓口支援機能を活用したスマート申請（オンライン上で質問項目に答えることで、ライフイベントに応じた「必要な手続きや持ち物」と「手続き方法等」を案内するなど）の検討に着手する。 | ・重点取組手続きを選定し、オンライン化が可能な手続きについて、業務プロセスの見直しを行い、オンライン化を実施した。・必要な手続き、持ち物、手続き場所を把握できる「大阪市外から大阪市内へお引越しする際の手続き判定ナビ」をリリースした。（２月） | ・窓口の混雑緩和に向けたオンライン化の加速を行うとともに、窓口支援機能を活用したスマート申請（オンライン上で質問項目に答えることで、　ライフイベントに応じた「必要な手続きや持ち物」と「手続き方法等」を案内するなど）のモデル区での先行導入を行う。 |

**柱１－２　市民利用施設に係る手続きの利便性向上**

３年度目標の達成状況

| 目標 | ３年度実績 | ３年度目標の評価 | ４年度以降目標（設定・変更等） |
| --- | --- | --- | --- |
| ① 利用手続きのオンライン化施設数２年度 　４施設３年度 33施設※４年度以降の目標は、施設特性等を踏まえて設定又は見直しを行う。 | ・34施設※区役所附設会館（33施設）、社会情報・研修センター | 達成 | ４年度　実施計画に基づいたオンライン化の推進※５年度の目標は、４年度の進捗状況を踏まえて設定（理由）各施設のオンライン化目標を設定し、「市民利用施設における予約のオンライン化実施計画」を更新したため。 |
| ② ２年度　予約が必要な市民利用施設の一覧サイトの稼働　 ３年度　予約が必要な市民利用施設の一覧サイトの稼働 | ・予約が必要な市民利用施設の一覧サイトの稼働 | 達成 | ―（理由）３年度で取組が完了したため |

３年度取組の実施状況

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| ３年度の取組内容 | ３年度の主な取組実績 | 課題 | ４年度の取組内容（課題に対する対応） |
| **① 施設利用手続きのオンライン化の推進**・各施設の特性に応じた予約等の手続きのオンライン化等を推進する。 | ・区役所附設会館等の予約等の手続きのオンライン化に取り組んだ。・施設所管所属に取組推進に係る照会等及び各施設のオンライン化目標の設定に係るヒアリングを実施した。・ヒアリング結果や各所属との調整により、各施設の特性を踏まえたオンライン化目標を設定し、実施計画を更新した。 | ・各施設の特性等を踏まえながら、手続きのオンライン化などの利便性向上に向けた取組を進めていく必要がある。 | ・実施計画に基づき、各施設の特性に応じた予約等の手続きのオンライン化を推進する。（通年） |
| **② 利便性向上に向けた取組**・市民利用施設を検索できる一覧サイトを作成し、利便性の向上を図る。 | ・本市ホームページの「施設情報ページ」について、予約を必要としない市民利用施設も含め、一体的な整理を行い、「くらしの便利帳」に基づく新たなカテゴリで再構築し、利便性の向上を図った。 | ― | ― |

**柱１－３　多様な公共料金支払手段の整備**

３年度目標の達成状況

| 目標 | ３年度実績 | ３年度目標の評価 | ４年度以降目標（設定・変更等） |
| --- | --- | --- | --- |
| ２年度　各年度の目標を含む実施計画を策定３年度以降　上記実施計画に定めた目標に順次取り組む。３年度　37施設 | ・37施設※区役所附設会館（33施設）・クレオ大阪（４施設）にコンビニ収納導入 | 達成 | ４年度　実施計画に定めた目標に順次取り組むとともに実施計画を更新30施設（屋内プール等）において整備を実施５年度　実施計画に定めた目標に順次取り組む。（理由）社会状況や市民ニーズの変化等を踏まえ、「多様な公共料金支払手段の整備実施計画」を更新したため。 |

３年度取組の実施状況

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| ３年度の取組内容 | ３年度の主な取組実績 | 課題 | ４年度の取組内容（課題に対する対応） |
| **① 多様な公共料金支払手段の整備**・２年度に策定した実施計画に基づき、関係所属と連携しながら、多様な公共料金支払手段の整備を推進するとともに、技術革新などの社会状況や市民ニーズの変化を踏まえ、適宜、実施計画を更新する。 | ・施設所管所属に取組推進に係る照会及びヒアリングを実施した。・４年度中に確実にキャッシュレス化等導入可能な施設（屋内プール等30施設）について、予算を確保し、導入に向けた取組を推進した。・各施設の特性を踏まえ、実施計画を更新した。 | ・各施設の特性や市民ニーズの変化等を踏まえながら、引き続き、多様な公共料金支払手段の整備を促進していく必要がある。 | ・実施計画に基づき、多様な公共料金支払手段の整備を推進するとともに、技術革新などの社会状況や市民ニーズの変化を踏まえ、適宜、実施計画を更新する。（通年） |

**【改革の柱２】官民連携の推進**

**柱２-１-（１）　水道**

３年度目標の達成状況

| 目標 | ３年度実績 | ３年度目標の評価 | ４年度以降目標（設定・変更等） |
| --- | --- | --- | --- |
| ４年度 ＰＦＩ[[23]](#footnote-23)管路更新事業の導入 | ・全ての応募者の辞退によりＰＦＩ管路更新事業の取組を終了した。 | ＿ | ４年度　新たな官民連携[[24]](#footnote-24)プランの策定４年度以降　事業者選定６年度以降　新たな官民連携プランによる事業開始（理由）全ての応募者の辞退により選定に至らず取組を終了したことから、取組内容を見直し、今後の目標を再設定することとなったため。 |

３年度取組の実施状況

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| ３年度の取組内容 | ３年度の主な取組実績 | 課題 | ４年度の取組内容（課題に対する対応） |
| **①「ＰＦＩ管路更新事業」の導入推進**・改正水道法に基づくＰＦＩ管路更新事業の導入に向け、事業提案書の審査、優先交渉権者の選定及び基本協定の締結、運営権の設定議案の提出、厚生労働省への許可申請、実施契約の締結に係る手続きを進める。 | ・全ての応募者の辞退により選定に至らず取組を終了した。（９月） | ・「ＰＦＩ管路更新事業」の課題に対処した上で、新たな官民連携プランによる事業の開始に向け、取組を進めていく必要がある。 | ＿ |
|  |  | **②「新たな官民連携手法」の導入推進**・市場調査を実施し、新たな官民連携プランの策定を行う。（通年） |

**柱２-１-（２）　工業用水道**

３年度目標の達成状況

| 目標 | ３年度実績 | ３年度目標の評価 | ４年度以降目標（設定・変更等） |
| --- | --- | --- | --- |
| ４年度　公共施設等運営権制度[[25]](#footnote-25)の導入 | ・４年度からの事業開始に向け、事業者を選定した。その後、公共施設等運営権の設定議決を経て、実施契約を締結し、事業者への事業承継を実施した。 | ― | ４年度　公共施設等運営権制度の導入（理由）予定どおりに取組が進捗しているため変更なし |

３年度取組の実施状況

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| ３年度の取組内容 | ３年度の主な取組実績 | 課題 | ４年度の取組内容（課題に対する対応） |
| 1. **公共施設等運営権制度の導入推進**

・公共施設等運営権制度の導入に向け、事業提案書の審査、優先交渉権者の選定及び基本協定の締結、運営権の設定議案等の提出、実施契約の締結、市の工業用水道事業給水条例の改正案の提出を進める。 | ・優先交渉権者選定に係る手続きを実施し（４～８月）、優先交渉権者と基本協定を締結した。（８月）・公共施設等運営権の設定議決を経て、事業者と実施契約を締結した。（９～10月）・実施契約締結後、事業者への事業承継を実施した。（10～３月）・市の工業用水道事業給水条例を停止する条例案の議決を得た。（３月） | ― | ― |

**柱２-１-（３）　下水道**

３年度目標の達成状況

| 目標 | ３年度実績 | ３年度目標の評価 | ４年度以降目標（設定・変更等） |
| --- | --- | --- | --- |
| ２年度　実現可能性が高い事業領域における事業手法の決定３年度　汚泥処理炉での民間活用の拡大に向け、ＰＦＩ[[26]](#footnote-26)事業に係る特定事業の選定・公表を行う。※４年度以降の目標は３年度の進捗状況を踏まえて設定 | ・ＰＦＩ事業に係る実施方針及び特定事業の選定・公表を行った。 | 達成 | ４年度　事業契約の締結、事業開始（予定）（理由）４年度目標が未設定であったため。 |

３年度取組の実施状況

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| ３年度の取組内容 | ３年度の主な取組実績 | 課題 | ４年度の取組内容（課題に対する対応） |
| 1. **民間活用手法の導入拡大**

・学識経験者等への意見聴取等により、事業内容や条件設定を詳細に検討・評価し、ＰＦＩ事業に係る特定事業の選定・公表を行う。 | ・学識経験者等の意見を踏まえたうえで、事業内容を決定し、実施方針の公表（12月）及び特定事業の選定・公表を行った。（３月） | ・引き続き、４年度からの事業開始に向けて、入札公告及び事業者選定に係る手続きを着実に進める必要がある。 | ・学識経験者等の意見を踏まえ詳細に検討した上で、入札公告及び提案書の審査、落札者の決定を行う。（４月～１月）・落札者決定後は基本協定の締結、事業契約の締結に係る手続きを進め、ＰＦＩ手法による事業を開始する。（２月～３月） |

**柱２-１-（４）　幼稚園**

３年度目標の達成状況

| 目標 | ３年度実績 | ３年度目標の評価 | ４年度以降目標（設定・変更等） |
| --- | --- | --- | --- |
| 関係区・関係先との間で調整を進めた結果、具体化が可能となった園から、順次、個々の進め方の方針を策定し、民営化の取組を進める。 | ・個々の園の進め方の方針を策定するため、所管局と関係区との間で協議の実施に向けて準備を進めたが実施には至らなかった。 | 未達成 | 変更なし（理由）引き続き、関係区・関係先との間で調整のうえ、取組を進めていくため。 |

３年度取組の実施状況

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| ３年度の取組内容 | ３年度の主な取組実績 | 課題 | ４年度の取組内容（課題に対する対応） |
| 1. **個々の園の状況や地域ニーズ等による調整**

・個々の園の状況や地域ニーズ等から今後の進め方を検討する。 | ・個々の園の進め方の方針を策定するため、所管局と関係区との間で協議の実施に向けて準備を進めたが実施には至らなかった。 | ・地域の十分な理解を得て進めていくには、個々の園や地域状況を十分考慮して進め方を検討する必要がある。 | ・個々の園の状況や地域ニーズ等から今後の進め方を検討する。（通年） |
| 1. **具体化が可能な園に係る民営化の推進**

・具体化が可能な園について、個々の園の進め方の方針をそれぞれ策定し、取組を進める。 | ・具体化が可能な園がなかったため、実施には至らなかった。 | ・具体化が可能な園について、個々の園の進め方の方針をそれぞれ策定し、取組を進める。（通年） |

**柱２-１-（５）　保育所**

３年度目標の達成状況

| 目標 | ３年度実績 | ３年度目標の評価 | ４年度以降目標（設定・変更等） |
| --- | --- | --- | --- |
| ２年度　５箇所公募実施３年度　３箇所公募実施※４年度以降の目標は、３年度の進捗状況を踏まえて設定（３年４月１日現在　直営保育所57箇所） | ・３箇所公募実施（民間委託） | 達成 | ４年度　１箇所公募実施※５年度以降の目標は、４年度の進捗状況を踏まえて設定（理由）４年度目標が未設定であったため。 |

３年度取組の実施状況

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| ３年度の取組内容 | ３年度の主な取組実績 | 課題 | ４年度の取組内容（課題に対する対応） |
| 1. **公立保育所の民営化等の推進**

・新型コロナウイルス感染の状況を注視しつつ、民営化の条件の整った保育所については、保護者理解を得ながら着実に公募を実施する。 | ・５年度に民間委託予定の３箇所について公募を実施し、うち２箇所について委託先法人を決定した。・新型コロナウイルス感染防止に配慮してスケジュールを調整しながら、公募実施時や委託先法人選定後等の説明会を実施するなど、保護者への丁寧な対応に努めた。・２年度に移管先法人を選定した２箇所の保育所について、４年度からの円滑な民営化に向け、保護者対応や、引継ぎ・共同保育等を実施した。 | ・公立保育所は老朽化の進んでいる施設が多く、建替えが条件となる移管が増えているが、移転・建替えに適した用地の確保が難しい。・「公立保育所新再編整備計画」に基づき実施している民営化の公募等において、民間事業者の応募数が減少しており、民間移管先等が決定しない場合がある。 | ・新型コロナウイルス感染の状況を注視しつつ、民営化の条件の整った保育所については、保護者理解を得ながら着実に公募を実施する。（通年) |
| 1. **新たな民営化手法の検討**

・用地確保等の課題を踏まえ、引き続き、新たな民営化手法の検討を行う。・土地所管部署と密接に連携し、建替え移管に適した用地の確保に向けて調整を行う。 | ・民営化の課題解決を図るため、短期間の仮設を前提とした用地確保など新たな民営化手法を検討するとともに、セーフティネットとしての観点から必要な直営保育所の箇所数について改めて算定し、「公立保育所民営化推進計画」を策定した。 | ・民間事業者が応募しやすい条件の検討に加え、処分検討地をはじめとする事業予定地も含めた市有地の活用や、市有地の確保が難しい場合の民地の賃借等、短期間の仮設を前提とした用地確保など新たな民営化手法を検討・実施することとし、移転・建替えの必要な民営化対象保育所ごとに、候補地情報の収集や条件交渉などを行う。（通年) |

**柱２-１-（６）　一般廃棄物（収集輸送）**

３年度目標の達成状況

| 目標 | ３年度実績 | ３年度目標の評価 | ４年度以降目標（設定・変更等） |
| --- | --- | --- | --- |
| ２年度　東南環境事業センターの資源ごみ・容器包装プラスチック収集に係る民間委託の拡大３年度　東北環境事業センター・西北環境事業センターの資源ごみ・容器包装プラスチック収集に係る民間委託の拡大４年度　西南環境事業センターの資源ごみ・容器包装プラスチック収集に係る民間委託の拡大※５年度の目標は、４年度までの進捗状況を踏まえて設定 | ・東北環境事業センター・西北環境事業センターの資源ごみ・容器包装プラスチック収集を民間委託した。 | 達成 | ４年度　西南環境事業センター・南部環境事業センターの資源ごみ・容器包装プラスチック収集に係る民間委託の拡大※５年度の目標は、４年度までの進捗状況を踏まえて設定（理由）市政改革プラン3.0の中間見直しの結果、職員数の減員等の状況により、４年度目標を変更することとしたため。 |

３年度取組の実施状況

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| ３年度の取組内容 | ３年度の主な取組実績 | 課題 | ４年度の取組内容（課題に対する対応） |
| 1. **民間委託の拡大と環境事業センターの統廃合**

・職員数の減員に合わせ、民間委託化を拡大する。（東北環境事業センター及び西北環境事業センターの資源ごみ・容器包装プラスチック収集の民間委託化）・廃止するもう１つの環境事業センターについて、南海トラフ巨大地震の被害想定を考慮し、市域の西側にある４箇所の環境事業センターの中から、輸送効率や付帯施設・跡地の有効活用の可能性などを考慮して検討する。 | ・職員数の減員に合わせて東北環境事業センター・西北環境事業センターの資源ごみ・容器包装プラスチック収集を民間委託した。（４月）・４箇所の環境事業センターのうち、西部環境事業センターを廃止する方針を決定した。（３月） | ・「家庭系ごみ収集輸送事業改革プラン2.0」に掲げる目標達成に向けた取組について、引き続き、定期的に棚卸しを行い、進捗状況の点検・必要に応じた改善を図るなど、ＰＤＣＡ[[27]](#footnote-27)サイクルを回しながら、目標達成に向けて各種取組を推進していく必要がある。 | ・職員数の減員に合わせ、民間委託化を拡大する。（西南環境事業センター及び南部環境事業センターの資源ごみ・容器包装プラスチック収集の民間委託化）（４月）・西部環境事業センターの廃止に向けて、職員や機材の受け入れ等、具体的な検討を行う。（通年） |
| 1. **更なる効率的な運営による市民サービスの質的向上**

・公務上交通事故件数”０”（人身事故の撲滅）をめざして、職員一人ひとりの意識改革、各職員の運転意識の向上を図るとともに、運行管理システムに新たに追加した機能等を活用し、公務上交通事故防止対策の強化を図る。・粗大ごみのふれあい収集対応件数の増加と受付から収集までの収集間隔の平準化に取り組む。・２環境事業センターにおける普通ごみの午前収集の試行実施により抽出された課題等を検証し、拡大手法について検討を行い、普通ごみの午前収集地域の拡大を図る。 | ・外部機関による運転研修を拡大することにより運転の改善を進めるとともに、ドライブレコーダーの映像確認の取組から、運行管理システムの地点登録イベント機能を活用した効率的、かつ効果的な映像確認の取組への移行を試行的に運用するなど、公務上交通事故防止対策の強化を図った。・粗大ごみのふれあい収集について、受付から収集までの期間を平準化するとともに、対応件数を増加した。・職員の勤務時間及び家庭ごみの排出時間変更により、普通ごみの午前収集地域の拡大を図った。 | ・ドライブレコーダー等の映像確認及び研修等による運転指導を強化し、運転改善による交通事故の発生抑制を図る。（通年）・粗大ごみのふれあい収集対応件数の増加と収集間隔の平準化に取り組む。（通年）・普通ごみの午前収集拡大のための取組については、普通ごみ以外の収集業務と関連するため、合わせて検討を行う。（通年） |
| 1. **ごみ焼却処分事業との一体的運営の手法を含めた経営形態の検討**

・引き続き、安定的かつ効率的な手法を検討する。 | ・一体的運営によるメリットを検討するとともに、焼却処分事業との一体的運営の対象とすべき業務、また一体的運営を行う場合に必要となる準備、コストなどの検討を行った。 | ・更なる効率化と安定した事業運営が両立できる経営形態について、計画当初と状況が変化したことを踏まえ、改めて、他都市事例等も参考に、ごみ焼却処分事業との一体的運営手法も含め検討する。（通年） |

**柱２-１-(７)** **市場（本場・東部市場）**

３年度目標の達成状況

| 目標 | ３年度実績 | ３年度目標の評価 | ４年度以降目標（設定・変更等） |
| --- | --- | --- | --- |
| 市場取引の活性化と経営の健全性の確保のための各種取組を検討・実践するとともに、３年度中に最適な市場運営のあり方の方針を決定する。※４年度以降の目標は、方針決定の内容を踏まえて設定 | ・２年度に作成した「大阪市中央卸売市場経営計画2021」に基づき、引き続き経営の健全性を確保するための各種取組を実施するとともに、最適な市場運営のあり方の方針決定に向けた検討を進めたが、新型コロナウイルス感染症拡大の影響を踏まえ、４年度に引き続き検討することとした。 | 未達成 | 市場取引の活性化と経営の健全性の確保のための各種取組を検討・実践するとともに、最適な市場運営のあり方については、新型コロナウイルス感染症の状況を踏まえ継続して慎重に検討し、４年度中に方針を決定（理由）市政改革プラン3.0の中間見直しの結果、新型コロナウイルス感染症の影響により、今後の目標を再設定することとなったため。 |

３年度取組の実施状況

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| ３年度の取組内容 | ３年度の主な取組実績 | 課題 | ４年度の取組内容（課題に対する対応） |
| 1. **市場取引の活性化に向けた取組**

・最適な市場運営のあり方の検討を継続し、３年度中に方針を決定する。 | ・所属内ワーキンググループにおける検討を行ったが、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、市場内事業者と検討を行うことができず、方針の決定には至らなかった。 | ・新型コロナウイルス感染拡大の長期化により、飲食店等を取引先とする市場内事業者は非常に厳しい経営状況に陥っており、その経営回復の状況を十分考慮しながら最適な市場運営のあり方についての検討を進めていく必要がある。 | ・最適な市場運営のあり方の検討を継続し、４年度中に方針を決定する。（通年） |
| 1. **経営の健全性の確保**

・２年度に策定した「大阪市中央卸売市場経営計画2021」に基づき、市場事業会計の健全性の確保に向け取り組んでいく。 | ・市場事業会計の健全性の確保に向け、本場業務管理棟の入居促進や民間活力を最大限活用しながら業務の効率化に取り組んだ。 | ・引き続き「大阪市中央卸売市場経営計画2021」に基づき、市場事業会計の健全性の確保に向け取り組んでいく。（通年） |

**柱２-１-（８）** **市営住宅**

３年度目標の達成状況

| 目標 | ３年度実績 | ３年度目標の評価 | ４年度以降目標（設定・変更等） |
| --- | --- | --- | --- |
| ３年度　指定管理者制度[[28]](#footnote-28)導入 | ・指定管理者制度を導入 | 達成 | ―（理由）３年度で取組完了したため。 |

３年度取組の実施状況

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| ３年度の取組内容 | ３年度の主な取組実績 | 課題 | ４年度の取組内容（課題に対する対応） |
| 1. **指定管理者制度の導入**
 | ・市営住宅維持管理業務に係る事業者選定において競争性を確保するため、管理代行制度[[29]](#footnote-29)に基づく随意契約に代え、指定管理者制度を導入した。（４月） | ― | ― |

**柱２-１-（９）　動物園**

３年度目標の達成状況

| 目標 | ３年度実績 | ３年度目標の評価 | ４年度以降目標（設定・変更等） |
| --- | --- | --- | --- |
| ２年度　総務省へ法人設立認可申請３年度　地方独立行政法人[[30]](#footnote-30)設立 | ・地方独立行政法人設立 | 達成 | ―（理由）３年度で取組完了したため。 |

３年度取組の実施状況

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| ３年度の取組内容 | ３年度の主な取組実績 | 課題 | ４年度の取組内容（課題に対する対応） |
| 1. **地方独立行政法人化に向けた取組**
 | ・地方独立行政法人天王寺動物園を設立（４月） | ― | ― |

**柱２-２-（１）　ＰＰＰ／ＰＦＩの活用促進**

３年度目標の達成状況

| 目標 | ３年度実績 | ３年度目標の評価 | ４年度以降目標（設定・変更等） |
| --- | --- | --- | --- |
| 事業の企画・実施に関わっている職員のうち、民間活力を活用しようとしている職員の割合２年度　65％３年度　70％※４年度以降の目標は、３年度までの進捗状況を踏まえて設定 | 65.5％ | 未達成 | ４年度　70％５年度　70％（理由）４年度以降の目標が未設定であったため。 |

３年度取組の実施状況

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| ３年度の取組内容 | ３年度の主な取組実績 | 課題 | ４年度の取組内容（課題に対する対応） |
| 1. **民間活力の活用を検討できる職員の育成**

・研修において、これまでの職員アンケート結果の分析を踏まえ、職員の理解度等に応じて手法や内容を変えてアプローチするとともに、コロナ禍においても、必要な職員が必要な知識を習得できるよう、工夫した取組を実施する。 | ・職員向け研修として、「eラーニング研修（12月～１月）」、「官民連携[[31]](#footnote-31)研修（１月）」を実施した。・官民連携研修では、内閣府のＰＰＰ[[32]](#footnote-32)／ＰＦＩ[[33]](#footnote-33)専門家を講師に迎え、本会場での受講とTeams受講の双方の形式で実施した。・eラーニングでは、昨年度の受講者意見も踏まえ、施設整備等のハード面だけでなく、幅広く官民連携手法を紹介するなど、受講者のニーズに対応する研修内容とした。 | ・引き続き、官民連携に関する意識を高め、民間活力の活用を促す取組を進めることが必要である。・研修の実施により官民連携に関する職員の知識・スキルの向上を促し、率先して行動できる人材を育成することで、民間活力の活用の積極的な検討・導入につなげる必要がある。 | ・研修において、これまでの職員アンケート結果の分析を踏まえ、官民連携の経験が少ない職員にも、民間活力の活用の有効性を理解し取り組むことができるよう、研修内容を工夫して実施し、官民連携に関する理解促進を促す。（通年） |
| 1. **ＰＰＰ／ＰＦＩ手法の検討・導入の促進**

・「大阪市ＰＰＰ／ＰＦＩ手法導入優先的検討規程」を踏まえ、官民対話も活用しながら、最適な民間活力の活用手法の検討・導入を進める。 | ・「大阪市ＰＰＰ／ＰＦＩ手法導入優先的検討規程」の対象事業の協議、各種相談など活用促進に向けて各所属における検討を支援した。・ＰＦＩ手法を選択した事業の検討を支援し、ＰＦＩ事業検討会議の運営を行った。支援対象事業：水道ＰＦＩ管路更新事業等、工業用水道特定運営事業等、汚泥処理施設整備運営事業・直近の本市事例等を踏まえ、「大阪市ＰＦＩガイドライン」「大阪市ＰＰＰ／ＰＦＩ手法導入優先的検討規程運用の手引」等を改訂した。（３月） | ・「大阪市ＰＰＰ／ＰＦＩ手法導入優先的検討規程」を踏まえ、官民対話も活用しながら、最適な民間活力の活用手法の検討・導入を進める。（通年） |

**【改革の柱３】効果的・効率的な行財政運営**

**柱３-１-（１）　業務改革の推進**

３年度目標の達成状況

| 目標 | ３年度実績 | ３年度目標の評価 | ４年度以降目標（設定・変更等） |
| --- | --- | --- | --- |
| ２年度　各年度の目標を含む実施計画を策定３年度　各年度の目標を含む実施計画を策定 | ・「市政改革に関する職員提案募集」の実施・提案内容の取りまとめ | 未達成 | ４年度　提案内容の実現に向けた点検・精査５年度　簡素化・効率化に資する提案の実現（理由）市政改革プラン3.0の中間見直しの結果、職員提案の実現に向けて取組を進めることとしたため。 |

３年度取組の実施状況

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| ３年度の取組内容 | ３年度の主な取組実績 | 課題 | ４年度の取組内容（課題に対する対応） |
| **①「中間処理レス」の取組**・書面・対面規制の見直しについて、国の動向に注視しつつ、本市の見直し方針の検討を行う。 | ・「大阪市押印見直し方針」に基づき、押印見直し状況を調査し、押印見直し結果をホームページで公表した。・国が策定予定としている対面見直しマニュアルの進捗状況について確認を行った。・業務運営上の課題解決に係る職員提案を募集し、提案内容を取りまとめた。 | ・庁内事務の業務プロセスにおけるムダの削減に常に取り組むことで業務を効率化し、生産性が向上することにより、市民サービスの向上や職員の負担を軽減する必要がある。 | ・中間処理レスに資する業務運営上の課題解決に係る提案内容の実現に向けた点検・精査を実施する。（通年） |
| **② 多様な技術の活用等による事務の簡素化・効率化**・他都市の先進事例や民間事例をベンチマーク[[34]](#footnote-34)とし、本市において事務の簡素化・効率化に資する多様な技術の導入検討を行う。・多様な技術の活用等による事務の簡素化・効率化をめざす実施計画を策定する。 | ・他都市事例について、情報収集を行うなど、担当所属で検討を行った。・実施計画については、大阪市ＤＸ戦略を策定することから同計画の策定は見送ることとし、運営上の課題解決に係る職員提案を募集し、提案内容を取りまとめた。 | ・多様な技術の活用等による業務運営上の課題解決に係る提案内容の実現に向けた点検・精査を実施する。（通年） |

**柱３-１-（２）　最新技術を活用した維持管理業務等の効率化**

３年度目標の達成状況

| 目標 | ３年度実績 | ３年度目標の評価 | ４年度以降目標（設定・変更等） |
| --- | --- | --- | --- |
| ２年度 ドローンによる防潮堤点検の業務の本格運用を開始し、目標設定に向けた検証を行う。３年度 運用範囲の拡大（５kmから15km） | 15kmの範囲で運用 | 達成 | ―（理由）これまでの進捗状況を踏まえ、所属により自律的な改善と検証に取り組んでいく段階であり、令和４年度以降は、所属マネジメントのもと運用方法の改善及びドローンの運用範囲の拡大を図っていくため。 |

３年度取組の実施状況

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| ３年度の取組内容 | ３年度の主な取組実績 | 課題 | ４年度の取組内容（課題に対する対応） |
| 1. **ドローン活用による防潮堤の維持管理等の効率化**

・ドローンが有効に活動できる範囲（30km）のうち、運用が比較的早期にできる単純な地形10kmを選定する。・新たに選定した10kmの運用を開始する。・２年度に運用を開始した５kmの安定的運用を行う。 | ・２年度実績の検証を踏まえ、ドローンの活動範囲として設定した30kmの範囲のうち、15km（２年度運用開始の５km及びに３年度に運用した10km）において、運用を開始した。 | ― | ― |

**柱３-２-（１）　持続可能な施設マネジメントの取組の推進**

３年度目標の達成状況

| 目標 | ３年度実績 | ３年度目標の評価 | ４年度以降目標（設定・変更等） |
| --- | --- | --- | --- |
| 1. ２年度　長期的な施設マネジメントの仕組み検討・整理

一般施設[[35]](#footnote-35)の資産情報の一元化・見える化の実施３年度（設定）　評価対象となる一般施設（約500施設）に係る総合評価のステージに向けた分析の実施※施設マネジメントに係る取組を進める中で明らかとなった課題を踏まえ３年度以降の目標を変更及び設定３年度（変更）　ガイドライン骨子作成新公会計制度に基づくコスト情報などを活用した資産情報の一元化・見える化の実施４・５年度 新公会計制度に基づくコスト情報などを活用した資産情報の一元化・見える化の実施４年度　施設のあり方検討のためのガイドラインの作成５年度　上記ガイドラインを活用した施設評価等の実施 | ・ガイドライン骨子を作成した。・新公会計制度に基づくコスト情報などを活用した資産情報の一元化・見える化の取組を実施した。 | 達成 | ４・５年度 新公会計制度に基づくコスト情報などを活用した資産情報の一元化・見える化の実施４年度　施設のあり方検討のためのガイドラインの作成５年度　上記ガイドラインを活用した施設評価等の実施（理由）予定どおりに取組が進捗しているため変更なし |
| 1. ２年度　空き施設の活用方針の検討・策定

３年度　活用方針に基づく取組の実施 | ・「空き施設等活用方針」に基づき取組を実施した。 | 達成 | ４・５年度　活用方針に基づく取組の実施（理由）市政改革プラン3.0の中間見直しの結果、４年度以降の目標を設定した。 |

３年度取組の実施状況

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| ３年度の取組内容 | ３年度の主な取組実績 | 課題 | ４年度の取組内容（課題に対する対応） |
| 1. **長期的な施設マネジメントの推進**

・施設のあり方の方向性に係る分析手法（定量及び定性）を確立する。・一般施設（1,719施設）の基本情報及び地図情報等について公表を行う。※・評価対象となる一般施設（約500施設）に係る分析・総合評価のステージに向け、うち約100施設の資産カルテについて公表を行う。※・早期に施設のあり方の検討が必要な一般施設についても、先行して分析を進める。※新型コロナワクチン接種の早期完了を最優先課題として取り組む必要があり、６～９月の４か月間、大阪市大規模接種センターの運営を実施したため当初の取組を変更した。 | ・施設のあり方の方向性に係る分析・評価手法を検討し、一般施設の将来のあり方検討のためのガイドライン骨子を作成した。・一般施設・賃借施設（1,719施設）の「基本情報及び地図情報」について公表を行った。（４月）・市設建築物情報マップ（マップナビおおさか）の公表を行った。（３月）・「大阪市市設建築物（一般施設）の現状」の公表を行った。（３月）・1,000㎡以上等の一般施設475施設のうち、325施設について、新公会計制度に基づくコスト情報などを取り入れた資産カルテの公表を行った。（３月）・早期に施設のあり方の検討が必要な一般施設について分析を実施した。 | ・今後多くの一般施設が更新時期を迎え、将来的な施設のあり方が問われてくる中、土地も含めたアセットマネジメントの観点も踏まえ、施設のあり方検討の基本的な考え方や施設規模の最適化に向けた検討手順などをガイドラインとして作成する必要がある。・資産カルテの対象となる1,000㎡以上等の一般施設（475施設）のうち、施設所管所属の作業を考慮し、次年度に実施することとした残り150施設について、取りまとめ・公表する必要がある。 | ・更新時期を迎える施設等について、周辺施設・土地の状況も踏まえながら長期的な施設のあり方案の取りまとめにつなげていくため、コスト情報や、施策上の必要性、利用者ニーズなどの視点を踏まえながら現状分析・評価等を行うガイドラインを作成する。（１月）・1,000㎡以上等の150施設について、新公会計制度に基づくコスト情報を取り入れた資産カルテの作成を行うなど取組を進める。（９月） |
| 1. **空き施設の活用**

・空き施設の効果的かつ効率的な活用に向け、「空き施設等活用方針」に基づき取組を実施する。 | ・市設建築物における空き施設等の調査及び活用方針の整理を行った。・事業実施所属からの新たな施設整備要望に対し、空き施設の有効活用の検討を実施した。(11件) | ・空き施設等の状況（付帯設備や老朽度など）を踏まえた活用可能性の検討など、事業実施所属に対する技術的支援が必要である。 | ・新たな施設整備要望の把握に努めるとともに、空き施設等に関する情報の更新や技術的支援に引き続き取り組む。（通年） |

**柱３-２-（２）　大規模事業等のリスク管理**

３年度目標の達成状況

| 目標 | ３年度実績 | ３年度目標の評価 | ４年度以降目標（設定・変更等） |
| --- | --- | --- | --- |
| 10億円以上の大規模事業等に関わる所属（２年度末現在 ５所属）において仕組みを導入している割合　100％ | ・10億円以上の大規模事業等に関わる５所属（３年度末現在　建設局、計画調整局、大阪港湾局、万博推進局、都市整備局）において仕組みを導入した。 | 達成 | ４年度　前年度に導入したリスク管理の仕組み[[36]](#footnote-36)を活用し、リスク評価や対応策の見直しなどが事業所管所属において継続実施されている割合　100％５年度　大規模事業等に係る財務リスクの管理について、組織的・自律的に事業所管所属において継続実施されている割合　100％（理由）３年度の進捗状況を踏まえて４年度以降の目標を設定するとしていたため。 |

３年度取組の実施状況

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| ３年度の取組内容 | ３年度の主な取組実績 | 課題 | ４年度の取組内容（課題に対する対応） |
| 1. **有識者会議を活用した統括的なリスク管理**

・総括的なリスク管理の強化を図ることを目的に、有識者会議を継続して実施し、聴取した意見の内容によって、必要な対策等を講じる。 | ・３年度には各事業のモニタリング結果を踏まえ３事業を対象に２回会議を開催し、外部有識者から聴取した意見を受けてリスク管理票を見直すなど、総括的なリスク管理の強化を図った。 | ・大規模事業のリスク管理について、より効果的・効率的に実施できるよう、全市的に取り組んでいく必要がある。 | ・取組内容④として継続実施 |
| 1. **全市的なリスク管理の促進**

・10億円以上の大規模事業等に関わる所属において、自律的なリスク管理体制を導入していく。 | ・リスクの評価基準等を整理したリスク管理ツールを提供するとともに、ツールを活用した研修を実施するなど、10億円以上の大規模事業等に関わる５所属（建設局、計画調整局、大阪港湾局、万博推進局、都市整備局）の課長級を対象にリスク管理の仕組みの導入を図った。 | ・取組内容③として継続実施 |
|  |  |  | 1. **全市的なリスク管理の実現**

・事業所管所属におけるリスク管理の取組状況を把握するとともに、その状況に応じて研修等の実施やツールの提供等を行うことにより、リスク管理の強化を図る。 |
|  |  | 1. **全市的なリスク管理の強化に向けた外部有識者意見の活用**

・大規模事業等のうち特に本市財政への影響が大きい事業（本市負担が概ね500億円を超える事業）を対象に、リスクの管理の取組状況を確認するとともに、必要に応じて財務リスク管理に関して外部有識者から意見又は助言を求めることにより、全市的なリスク管理の強化を図る。 |

**柱３-３-（１）　施策・事業の見直し**

３年度目標の達成状況

| 目標 | ３年度実績 | ３年度目標の評価 | ４年度以降目標（設定・変更等） |
| --- | --- | --- | --- |
| ２年度　ＰＤＣＡ[[37]](#footnote-37)の徹底に係る新たな仕組みの設計・構築３年度　ＰＤＣＡの徹底に係る新たな仕組みの設計・構築 | ・ＰＤＣＡの徹底に係る新たな仕組みの構築（事業進捗管理）・施設のあり方検討において新公会計制度に基づくコスト情報を活用・財務諸表のデータ活用による事業評価の新たな仕組みの構築に向けた検討及び関係所属との調整 | 達成 | ４年度　フルコスト比較による事業評価の仕組みの構築５年度　構築した仕組みの運用（理由）市政改革プラン3.0の中間見直しの結果、施策・事業の検証と見直しにあたって、フルコストの把握など多様な視点で点検・精査が行えるよう財務諸表のデータを活用することとしたため。 |

３年度取組の実施状況

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| ３年度の取組内容 | ３年度の主な取組実績 | 課題 | ４年度の取組内容（課題に対する対応） |
| **① 施策・事業の検証と見直し**・見直しが必要な施策・事業を抽出し、費用対効果等を検証したうえで、課題の解決に向けた見直しを進める。 | ・運営方針に係る各所属の実態調査の結果を踏まえ、より効果的かつ効率的にＰＤＣＡサイクルを徹底するため、運営方針制度の運用に関する仕組みを再構築した。・施設のあり方検討において、新公会計制度に基づくコスト情報を活用した。・施策・事業の検証と見直しにあたって、フルコストの把握など多様な視点で点検・精査が行えるよう「新公会計制度」の財務諸表のデータ活用に向けた検討及び関係所属との調整を行った。 | ・財政状況を以前に後戻りさせないことを念頭に引き続き取組を進めていく必要がある。・新型コロナウイルスの感染が続く中、各所属は保健所応援業務等で職員が不足しており、各所属の負担が増えないように考慮しながら取組を進める必要がある。 | ・各所属長マネジメントによる施策・事業の検証と見直しにあたって、フルコストの把握など多様な視点で点検・精査が行えるよう「新公会計制度」の財務諸表のデータ活用に向けた取組を進める。（通年） |
| **② 各所属長のマネジメントによる見直し**・予算編成時のシーリングの設定等により、各所属の選択と集中を促進する。 | ・所属長マネジメントのもと、ＰＤＣＡサイクルを徹底し、更なる自律的改革に取り組むため、予算編成時に、シーリングを設定し、各所属の選択と集中を促進した。 | ・予算編成時のシーリングの設定等により、各所属の選択と集中を促進する。（通年） |

**柱３-３-（２）　人員マネジメントの推進**

３年度目標の達成状況

| 目標 | ３年度実績 | ３年度目標の評価 | ４年度以降目標（設定・変更等） |
| --- | --- | --- | --- |
| 技能労務職員数　元年10月と比較して400人削減※２年10月　▲ 60人（約3,350人）３年10月　▲180人（約3,230人）４年10月　▲330人（約3,080人）５年10月　▲400人（約3,010人）（元年10月実績　3,405人）※国で議論されている定年延長の影響を踏まえ、再検討する。 | ・３年10月時点▲204人（3,201人） | 達成 | ４年10月 ▲330人（約3,080人）５年10月 ▲400人（約3,010人）（元年10月実績　3,405人）※４年度を目途に、将来にわたって最低限必要となる部門ごとの技能労務職員数の精査及び今後の採用のあり方を定める。（理由）市政改革プラン3.0 の中間見直しの結果、将来の技能労務職員数の精査及び今後の採用のあり方の策定に向け、今後の目標を再設定することとなったため。 |

３年度取組の実施状況

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| ３年度の取組内容 | ３年度の主な取組実績 | 課題 | ４年度の取組内容（課題に対する対応） |
| 1. **人員マネジメントの推進**

・新型コロナウイルス感染症に伴う緊急雇用対策の一環としての臨時的な新規採用を除き、引き続き、退職不補充を前提に、委託化、効率化を図っていく。・労使交渉の結果を踏まえ、事務転任制度等の見直しを実施し、より有効的に職員を活用していく。　 | ・新型コロナウイルス感染症に伴う緊急雇用対策の一環としての臨時的な新規採用を除き、退職不補充のうえ、委託化、効率化を図り、適正に人員マネジメントに取り組んだ。・事務転任制度等の見直しについて、労使交渉を終え、実施した。 | ・新型コロナウイルス感染症に伴う緊急雇用対策の一環として、臨時的な新規採用を行ったが、関係所属と連携し、委託化、効率化を図る事業について、引き続き検討が必要である。・職員の高齢化や技術の継承等が課題となっている。 | ・当面の間、退職不補充を前提に、委託化、効率化を図り技能労務職員を削減する。（通年）・災害時対応など公の責務を果たすという観点を踏まえ、将来にわたって最低限必要となる部門ごとの技能労務職員数を精査する。（通年）・職員の高齢化や技術の継承等の課題を踏まえ、今後の採用のあり方を検討する。（通年） |

**柱３-３-（３）　未利用地の有効活用等**

３年度目標の達成状況

| 目標 | ３年度実績 | ３年度目標の評価 | ４年度以降目標（設定・変更等） |
| --- | --- | --- | --- |
| 【売却収入額】２年度60億円３年度60億円(120億円)４年度60億円(180億円)５年度60億円(240億円)※（　）内は累計額※なお、元年度の未利用地売却額は約60 億円であり、こうした状況も踏まえて目標値を設定 | 84億円（155億円）（決算見込）※（　）内は累計額 | 達成 | ４年度　60億円(180億円)５年度　60億円(240億円)（理由）予定どおりに取組が進捗しているため変更なし |

３年度取組の実施状況

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| ３年度の取組内容 | ３年度の主な取組実績 | 課題 | ４年度の取組内容（課題に対する対応） |
| **① 進捗管理と情報共有の推進**・精査した未利用地の状況について、一覧を公表する。・「マップナビおおさか」を活用した未利用地の商品化[[38]](#footnote-38)進捗状況を掲載して管理の徹底を図る。・資産流動化プロジェクト用地チーム（以下「用地ＰＴ」と言う。）ヒアリングにおいて、処分目途の精査を実施する。 | ・用地ＰＴヒアリングにおいて、商品化作業の進捗管理を実施するとともに、全未利用地を対象に活用区分及び処分年度の再精査を実施した。・精査した未利用地の状況について、一覧表を公表した。（９月）・管理徹底を図るため、「マップナビおおさか」に未利用地の商品化進捗状況について掲載した。（９月） | ・計画的に未利用地の売却を進めるため、未利用地の商品化や事業化の進捗管理と情報共有の徹底を図っていく必要がある。 | ・精査した未利用地の状況について、一覧を公表する。（８月）・「マップナビおおさか」に未利用地の商品化進捗状況を掲載して管理の徹底を図る。（８月）・用地ＰＴヒアリングにおいて、処分目途の精査を実施する。（10月、１月） |
| **② 有効活用に向けた取組の推進**・土壌汚染調査及び地下埋設物調査など商品化促進を図るための外部発注業務の設計書作成や検査等に対する技術的サポートを実施する。・区役所が進める未利用地を活用したまちづくりに関して、総合的な調整や用地ＰＴによる事前審査（フィルタリング）により積極的なサポートを実施する。・商品化業務にあたり、「未利用地処分促進等検討会議」において意見を徴しながら、民間手法等を取り入れた制度創設の方向性について検討する。 | ・各所属に対し、年間８件の技術的サポートを実施した。・北区における「もと救護・更生施設大淀寮」について、地域コミュニティの将来像を見据えた活用方針を策定した。（10月）・平野区における「長吉長原東第３住宅跡地」について、用地ＰＴによる事前審査（フィルタリング）を実施し、活用方針を策定した。(３月)・商品化一括業務委託実施の可能性について、｢未利用地処分促進等検討会議｣で検討を行った結果、全ての商品化業務を一括発注するのではなく、登記目的の調査を複数案件まとめるなど、可能なものは適宜まとめて発注することとした。 | ・境界確定協議の難航等により商品化に時間を要するなど、未利用地の処分促進に係る課題の解決に向けて、外部有識者の意見を徴しながら、長期に渡って未活用となっている未利用地の処分、活用方法について検討する必要がある。 | ・土壌汚染調査及び地下埋設物調査など商品化促進を図るための外部発注業務の設計書作成や検査等に対する技術的サポートを実施する。（通年）・区役所が進める未利用地を活用したまちづくりに関して、総合的な調整や用地ＰＴによる事前審査（フィルタリング）により積極的なサポートを実施する。（通年）・「未利用地処分促進等検討会議」において意見を徴しながら、長期に渡って未活用となっている未利用地の処分、活用方法について検討する。（９月、３月） |
| **③ 貸付による有効活用の促進**・２年度に抽出した３年度貸付が可能な未利用地を公表する。・４年度に貸付が可能となる未利用地を抽出し、用地ＰＴによる各所属に対するヒアリングを実施する。 | ・２年度末時点における貸付検討地を抽出し、未利用地活用一覧に反映・更新を実施した。（９月）・４年度の貸付を検討する未利用地の抽出を行い、用地ＰＴによるヒアリングを実施して精査した。・これまで地域の防災拠点等の機能を担っており、今後も引き続きその機能を継続する必要がある学校跡地などにおいて、定期借地等が適用できるよう、有識者会議での意見を踏まえ、「未利用地等の活用に伴う定期借地制度等運用指針」の見直しを行った。 | ・商品化に時間を要する未利用地の有効活用に向け、貸付が可能な未利用地を抽出し、貸付による有効活用の促進を図っていく必要がある。・見直しを行った「未利用地等の活用に伴う定期借地制度等運用指針」について、関係所属に周知する必要がある。 | ・３年度に抽出した４年度貸付が可能な未利用地を公表する。（８月）・５年度に貸付が可能となる未利用地を抽出し、用地ＰＴによる各所属に対するヒアリングを実施する。（10月、１月）・売却が困難な学校跡地の有効活用を図るため、関係所属に対し、見直しを行った「未利用地等の活用に伴う定期借地等運用指針」について説明会を実施（６月）するとともに、事案に応じて個別案件の支援を行う。（通年） |

**柱３-３-（４）未収金対策の強化**

３年度目標の達成状況

| 目標 | ３年度実績 | ３年度目標の評価 | ４年度以降目標（設定・変更等） |
| --- | --- | --- | --- |
| ・未収金残高２年度　635億円３年度　378億円※４年度以降の目標は、単年度ごとに市債権回収対策会議において設定 | **・**未収金残高351億円（決算見込）現年度分　106億円過年度分　245億円 | 達成 | ４年度　347億円以下５年度　343億円以下（理由）４年８月開催の市債権回収対策会議において、３年度実績を踏まえ、４年度目標を373億円から上方修正。また、同会議において、５年度目標を設定。 |

３年度取組の実施状況

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| ３年度の取組内容 | ３年度の主な取組実績 | 課題 | ４年度の取組内容（課題に対する対応） |
| 1. **債権別行動計画に基づく未収金対策の取組**

・３年１月末の未収金残高の状況を基に出納整理期間の取組を徹底するため、４月に市債権回収対策推進会議を開催する。・７月頃に各債権所管に対し、２年度の取組実績、３年度の目標修正の要否、具体取組内容及び４年度目標に係るヒアリングを実施し、その後も必要に応じ状況確認や指導をするなど、年間を通じた進捗管理を行う。・８月に市債権回収対策会議を開催し、３年度目標の修正要否、具体取組内容の確認及び４年度目標を設定する。・２月頃に年度後半の取組強化及び進捗管理のため、10 月末の未収金残高状況に基づき、市債権回収対策推進会議を開催するほか、必要に応じて市債権回収対策会議を開催する。・７月末、10 月末、１月末の未収金の削減状況を取りまとめ、ホームページで公表する。・消滅時効期間を経過する予定の債権に対する適切な事務処理を徹底させるべく、取組を実施する。 | ・４月に市債権回収対策推進会議を開催し、出納整理期間の取組強化など、未収金対策の徹底を図った。・６月～７月に各債権所管に対し、２年度の取組実績、３年度の目標修正の要否、具体取組内容及び４年度目標に係るヒアリングを実施した。また、12月に年度途中の進捗管理強化のために、例年、ヒアリングの対象外としていた債権所管で、残高が減少しないなど課題のあると考えられる債権所管へのヒアリングを実施するなど、年間を通じた進捗管理を実施した。・８月に市債権回収対策会議を開催し、３年度目標の修正、具体取組内容の確認及び４年度目標を設定した。・１月に10 月末の未収金残高状況に基づき、市債権回収対策推進会議を開催し、年度後半の取組強化及び進捗管理を行った。・７月末（10月公表）、10 月末（２月公表）、１月末（３月公表）の未収金の削減状況を取りまとめ、ホームページで公表した。・３年度中に消滅時効期間を経過する予定の債権に対する適切な事務処理の徹底について、各債権所管の対応状況確認及び進捗管理（９月、12月、３月）を実施した。 | ・いまだ、多額の未収金残高が存在するため、引き続き、全市的な未収金対策に取り組む必要がある。４年度目標の達成に向け、適正な債権管理及び早期の滞納整理等についての総括的な指導を実施する。・消滅時効期間を経過する予定の債権に対する適切な事務処理を引き続き徹底していく必要がある。 | ・４年１月末の未収金残高の状況をもとに出納整理期間の取組を徹底するため、４月に市債権回収対策推進会議を開催する。・７月頃に各債権所管に対し、３年度の取組実績、４年度の目標修正の要否、具体取組内容及び５年度目標に係るヒアリングを実施する。また、未収金対策の取組強化のため、残高が減少しないなど課題のあると考えられる債権所管へのヒアリングを実施するなどし、年間を通じた進捗管理を行う。・８月に市債権回収対策会議を開催し、４年度目標の修正要否、具体取組内容の確認及び５年度目標を設定する。・１月頃に年度後半の取組強化及び進捗管理のため、10 月末の未収金残高状況に基づき、市債権回収対策推進会議を開催するほか、必要に応じて市債権回収対策会議を開催する。・７月末、10 月末、１月末の未収金の削減状況を取りまとめ、ホームページで公表する。・消滅時効期間を経過する予定の債権に対する適切な事務処理を徹底させるべく、取組を実施する。（通年） |
| **②「ＯＪＴ[[39]](#footnote-39)による徴収事務担当者の育成」等**・市債権回収対策室と各所属の徴収ノウハウの共有化に向けて、「ＯＪＴによる徴収事務担当者の育成」を実施する。・債権管理・回収業務支援弁護士を活用した研修会等を実施する。 | ・市税の徴収ノウハウを有する市債権回収対策室職員によるＯＪＴ研修を実施した。・前期（６月～10月）５所属５名・後期（11月～２月）　５所属５名・債権管理・回収業務支援弁護士による債権管理・回収研修会をネット配信型で実施した。・【基礎編】６月～９月（４回実施）　　　　受講者数（延べ人数）　745名・【発展編】10月～１月（４回実施）　　　　　　　　　　　　　　　　　　受講者数（延べ人数）383名・【ケーススタディ編】２月～３月（４回実施）受講者数（実人数）43名 | ・各所属の徴収ノウハウを向上させ、所属内で継承及び蓄積されることを支援するため、取組を継続する必要がある。 | ・市債権回収対策室と各所属の徴収ノウハウの共有化に向けて、「ＯＪＴによる徴収事務担当者の育成」を実施する。（通年）・債権管理・回収業務支援弁護士を活用した研修会等を実施する。（通年） |

**【改革の柱４】ニア・イズ・ベターの徹底**

**柱４-１　地域活動協議会による自律的な地域運営の促進**

３年度目標の達成状況

| 目標 | ３年度実績 | ３年度目標の評価 | ４年度以降目標（設定・変更等） |
| --- | --- | --- | --- |
| 地活協の構成団体が、地域特性に即した地域課題の解決に向けた取組が自律的に進められている状態にあると思う割合２～４年度　各区において前年度実績以上の数値を設定※市改革プロジェクトチーム会議での議論の結果、市として統一した目標が必要であるため、３年度以降の目標値を区ごとの設定から市全体の設定に変更３年度　88.0%４年度　89.0%５年度　90.0% | 89.0%※区ごとの実績は、47ページ「（参考）柱４－１　地活協による自律的な地域運営の促進　各区状況」参照 | 達成 | ４年度　89.0%５年度　90.0%（理由）予定どおりに取組が進捗しているため変更なし |

３年度取組の実施状況

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| ３年度の取組内容 | ３年度の主な取組実績 | 課題 | ４年度の取組内容（課題に対する対応） |
| 1. **地域の実情に即したきめ細かな支援**

・地域活動協議会[[40]](#footnote-40)（以下「地活協」という。）のあり方について、課題把握を行い、「地域活動協議会に対する補助金の交付の基準に関する要綱」の改正を行う。・各区が取組の進捗状況・目標達成状況に応じて必要な対策を検討する際に活用できるよう、区長会議安全・環境・防災部会において、各区の取組内容を共有する。　　　　　　　　　・地活協の活動や自律の状況を把握し、地域カルテ更新の支援など地活協と課題を共有したうえで、地域の実情に即したきめ細かな支援を行った取組内容を収集する。・区を越えた地活協の事例共有や連携促進のための交流の場について、区長会議のもと実施方法等を検証し、必要に応じて開催する。・自治会・町内会への加入を促進するため、区長会議安全・環境・防災部会において、各区の取組内容を収集・共有するとともに、各区において広報紙等で自治会・町内会の活動目的や内容を発信する。・一部の区では、各地活協運営委員会や地域行事等に参加し、引き続き地域事情の把握に努め、各地域の実情に沿った支援を図っていく。・一部の区では、地域の状況を把握し、支援事業者と連携しながら、課題解決に取り組む。・一部の区では、マニュアルの作成などを通じてオンライン機能や操作に習熟するよう支援する。・一部の区では、様々な広報媒体を活用して地活協の認知度向上に取り組む。 | ・地活協の課題把握を行い、コロナ禍における地域活動に安心して取り組めるよう、「地域活動協議会に対する補助金の交付の基準に関する要綱」について感染防止対策に係る改正を行った。（11月）・各区が取組の進捗状況・目標達成状況に応じて必要な対策を検討する際に活用できるよう、区長会議安全・環境・防災部会において、各区の取組内容を共有した。（４月） ・地活協の活動や自律の状況を把握し、地域カルテ更新の支援など地活協と課題を共有したうえで、地域の実情に即したきめ細かな支援を行った取組内容を収集した。（３月）・区を越えた地活協の事例共有や連携促進のための交流の場について、区長会議のもと実施方法等を検証し、必要に応じて開催した。（２月）・自治会・町内会への加入を促進するため、区長会議安全・環境・防災部会において、各区の取組内容を収集・共有するととともに、各区において広報紙やホームページ等により、自治会・町内会の活動目的や内容を発信したほか、チラシを作成し、配布した。（通年）・一部の区では、実施された各地活協運営委員会や地域行事等については、参加して地域事情を把握し、各地域の実情に沿った支援を図った。・一部の区では、全地域にヒアリングを行い、新型コロナウイルス感染症の拡大防止を考慮した活動への検討を行った。・一部の区では、Zoomで広報研修会を開催し、コロナ禍での広報活動について情報共有した。（３月）・一部の区では、広報紙、ＳＮＳ、チラシ配布等により地活協の活動について情報発信した。 | ・コロナ禍及びアフターコロナを見据え、地域の実情に即したきめ細やかな支援を行う必要がある。・一部の区では、子育て層やマンション住民といった地域住民とのつながりが希薄な層に対して、地域コミュニティの重要性を認識してもらうとともに、日頃からの身近なつながりづくりに向けた継続的な取組が必要である。 | ・引き続き、各区が取組の進捗状況・目標達成状況に応じて必要な対策を検討する際に活用できるよ う、区長会議くらし・安全・防災部会において、各区の取組内容を共有する。（通年）・引き続き、各区において、地活協の活動や自律の状況を把握し、地域カルテ更新の支援など地活協と課題を共有したうえで、区長会議くらし・安全・防災部会において、地域の実情に即したきめ細かな支援を行った取組内容を収集・共有する。（通年）・引き続き、区を越えた地活協の事例共有や連携促進のための交流の場について、区長会議くらし・安全・防災部会のもと実施方法等を検証し、必要に応じて開催する。（通年）・引き続き、自治会・町内会への加入を促進するため、区長会議くらし・安全・防災部会において、各区の取組内容を収集・共有するとともに、各区において広報紙等で自治会・町内会の活動目的や内容を発信する。（通年）・一部の区では、コロナ禍においても実施可能な地域活動についてできるだけ行えるようにオンラインの活用や他の地域の好事例等の情報を集めて提供するなどの地域活動支援を行う。（通年）・一部の区では、防災を切り口にマンション住民や子育て層といった第一層[[41]](#footnote-41)へのアプローチを強化する。（通年） |
| 1. **地活協の意義・求められる機能の理解促進**

・各区が取組の進捗状況・目標達成状況に応じて必要な対策を検討する際に活用できるよう、区長会議安全・環境・防災部会において、各区の取組内容を共有する。　　　　・地活協の意義や求められる機能の促進に向けて、職員の理解を深める取組を行う。・一部の区では、各種会議等の場において、説明強化を図る。・一部の区では、新型コロナウイルス感染症の影響により理解促進を働きかける場が少なくなることを想定し、書面配付した場合でも、より理解が深められるよう、資料を改善する。・一部の区では、地活協の認知度向上や地活協の意義や求められる機能について理解が深まるよう、より積極的な働きかけや効果的な広報に取り組む。 | ・各区が取組の進捗状況・目標達成状況に応じて必要な対策を検討する際に活用できるよう、区長会議安全・環境・防災部会において、各区の取組内容を共有した。（４月）・市民協働職員研修において、地活協の意義や地活協に求められる準行政機能や総意形成機能[[42]](#footnote-42)についての理解を深める研修を行った。（５回、４～７月）・一部の区では、・準行政機能・総意形成機能の説明したリーフレットを作成し、地活協補助金説明会等の場において、運営委員や役員へ説明を行い、地活協の意義・機能についての認識の向上を図った。・一部の区では、コロナ禍で中止となった「補助金決算説明会」では、特に重要な点を強調して記載する形に改善したわかりやすい資料を全地域へ配付することにより地活協の意義等について理解を促した。「補助金予算説明会」の場では、地活協補助金の取扱いに係る年間スケジュールや提出書類の記載例を丁寧に説明した。また、事業書（計画・報告）や収支書（予算・決算）も可能な限りプルダウンで選択できる等、より簡単に活用できるようデータ作成し地域へ提供した。・一部の区では、地活協会長会及び地活協情報共有会等にて説明を行った。・一部の区では、広報紙により区民に対して地活協の活動等を周知した。 | ・地活協の意義・求められる機能の理解促進に向けて、継続して職員の理解促進を図る必要がある。・一部の区では、コロナ禍で地域活動が制限され、地域活動への参加を呼びかける機会が少なくなっている中、工夫を凝らした情報発信をする必要がある。 | ・引き続き、各区が取組の進捗状況・目標達成状況に応じて必要な対策を検討する際に活用できるよう、区長会議くらし・安全・防災部会において、各区の取組内容を共有する。（通年）・引き続き、地活協の意義や求められる機能の促進に向けて、職員の理解を深める取組を行う。（通年）・一部の区では、地域住民に対する地活協の理解度促進に向けた取組として、地活協に関する情報発信を積極的に進めるため、ホームページやＳＮＳ等を活用した情報発信の強化に向けた支援を実施する。（通年）・一部の区では、地活協の役員・構成団体の方を対象に地活協の意義・機能を定期的に伝える。（年１回） |
| 1. **区の状況に応じた支援の実施**

・各区が取組の進捗状況・目標達成状況に応じて必要な対策を検討する際に活用できるよう、区長会議安全・環境・防災部会において、各区の取組内容を共有する。・各区まちづくりセンター[[43]](#footnote-43)等[[44]](#footnote-44)の支援内容・支援手法について全区で共有する。・各区まちづくりセンター等と連絡調整会議を開催し、事例共有や市民局事業のメニューに係る有用性等を紹介する機会を設ける。・一部の区では、アンケートで地活協の意義や趣旨に理解を示す企業やＮＰＯに対し、積極的に働きかけを行うことで具体的な連携につながるよう取組を進める。・一部の区では、地域担当職員が地域情報や課題を把握し、地活協の活動支援を継続し、課題解決に向けて地域と情報共有を行っていく。また、感染症対策を充分に行いながら事業を実施し、オンラインを取り入れるなど、実施方法を工夫できるよう支援する。・一部の区では、まちづくりセンター等と連携して、地域実情を把握しながら地域が自律的に取り組めるよう持続的な活動のための財源確保の手法としてのＣＢ／ＳＢの取組を支援する。　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 | ・各区が取組の進捗状況・目標達成状況に応じて必要な対策を検討する際に活用できるよう、区長会議安全・環境・防災部会において、各区の取組内容を共有した。（４月）・各区まちづくりセンター等の支援内容・支援手法について全区で共有した。（３月）・各区まちづくりセンター等と連絡調整会議を開催し、事例共有や市民局事業のメニューに係る有用性等を紹介する機会を設けた。（11月）・一部の区では地域、専門学校、社会福祉法人と連携し、小学校の児童が絵をかいて地元の高齢者（特養ホーム入居者など）が色を塗る「つながる、塗り絵」展を開催した。・一部の区では、各地活協運営委員会などに出席し、地域情報の把握に努めるとともに、個別の事業における運営方法の相談や、新しい担当者への会計支援などを実施した。・一部の区では、コミュニティ回収に関心がある地域に対して、導入に関するアドバイス等の支援に取り組んだ。（１地域で起業） | ・一部の区では、地域の ＩＣＴ[[45]](#footnote-45) 環境整備に向けて、ＳＮＳやWeb会議の活用に向け事例紹介するが、実際の活動場面で、身近に便利さを体感することがないため導入に結びつかない。・一部の区では、コロナ禍で中止・休止となっている地域活動の再開に向け、課題の洗い出しや具体手法の提案等の支援を継続して実施する必要がある。 | ・引き続き、各区が取組の進捗状況・目標達成状況に応じて必要な対策を検討する際に活用できるよう、区長会議くらし・安全・防災部会において、各区の取組内容を共有する。（通年）・引き続き、区長会議くらし・安全・防災部会において、各区まちづくりセンター等の支援内容・支援手法について全区で共有する。（通年）・引き続き、各区まちづくりセンター等と連絡調整会議を開催し、事例共有や市民局事業のメニューに係る有用性等を紹介する機会を設ける。（通年）・一部の区では、地域のニーズに応じて、地域の ＩＣＴ 活用の機運を高めることができるよう、ＳＮＳでの情報発信やオンライン会議など身近な体験会の開催や様々な事例紹介を行う。・一部の区では、感染症対策をしっかりと行いながら事業を再開できるよう、他地域の事例を収集して情報提供を行うとともに、事業の実施手法や感染拡大防止策について具体的な提案を行う等継続した支援に取り組む。（通年） |

**柱４-２　区ＣＭ制度の趣旨を踏まえたルールや制度の適切な運用の徹底**

３年度目標の達成状況

| 目標 | ３年度実績 | ３年度目標の評価 | ４年度以降目標（設定・変更等） |
| --- | --- | --- | --- |
| ①－１　関係所属において区ＣＭ[[46]](#footnote-46)事業のＰＤＣＡ[[47]](#footnote-47)が適切に行われ、制度の趣旨に即した運用が徹底されていると評価している区長（区ＣＭ）の割合24区中２年度 21区長３年度 23区長４年度 23区長５年度 24区長 | 24区長 | 達成 | ４年度　24区長５年度　24区長（理由）３年度実績が４年度目標を上回ったため、４年度目標を上方修正する。 |
| ①－２　ニア・イズ・ベター[[48]](#footnote-48)の徹底の観点から、区ＣＭ権限等が適切に整理されていると考える区長（区ＣＭ）の割合24区中２年度 21区長３年度 24区長４年度 24区長５年度 24区長 | 23区長 | 未達成 | ニア・イズ・ベターの徹底の観点から、区ＣＭ権限等の整理や区・局の連携の推進が適切に図られていると考える区長（区ＣＭ）の割合４年度 23区長５年度 24区長（理由）市政改革プラン3.0の中間見直しの結果、「取組内容②区ＣＭが決定権を有しない基礎自治に関わる局の施策・事業に係る区・局の連携の推進」を新設したことに伴い、今後の目標を再設定することとなったため |

３年度取組の実施状況

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| ３年度の取組内容 | ３年度の主な取組実績 | 課題 | ４年度の取組内容（課題に対する対応） |
| 1. **区ＣＭ制度の趣旨に即した運用の徹底に向けた区ＣＭ事業のＰＤＣＡサイクルによる事業監理の強化及び区ＣＭの権限等の整理**

・区長会議において、成果指標測定のためのアンケートにおける各区長（区ＣＭ）の意見等を踏まえ、３年度の目標達成に向けた課題を洗い出し、その解決に向けて取組を進める。 | ・区長会議において、「区ＣＭ事業のＰＤＣＡ」の仕組みの運用状況について振り返り、その結果を関係所属に周知するとともにその実践の徹底を図った。・区長会議において、区ＣＭ事業の関係所属職員に対するｅラーニングを実施するとともに分析・検証を行い、その結果を関係所属に対してフィードバックした。・区長会議において、２年度に整理を図った区長（区ＣＭ）の権能のあり方を踏まえ、区・局の連携に係る実践に取り組むとともに、仕組みとしての定着をめざして取組状況の振り返りを行った。 | ・４年度の目標達成に向けた課題を洗い出し、その解決に向けて取組を進める必要がある。・今後、区・局の一体的な行政運営をより一層促進し、ニア・イズ・ベターの更なる徹底をめざしていく必要がある。・人口減少社会の観点も含め、将来的な24区のあり方の検討が必要である。 | ・区長会議において、成果指標測定のためのアンケートにおける各区長（区ＣＭ）の意見等を踏まえ、４年度の目標達成に向けた課題を洗い出し、その解決に向けて取組を進める。（通年） |
|  |  | 1. **区ＣＭが決定権を有しない基礎自治に関わる局の施策・事業に係る区・局の連携の推進**

・区ＣＭが決定権を有しない基礎自治に関わる局の施策・事業に、課題の把握、意思形成の初期の段階から区長会議が関与する新たな方針を定めて連携を推進する。（通年） |
| 1. **行政区の今後のあり方の検討**

・行政区の今後のあり方について、議会での議論を踏まえ、区長会議、関係局連携のもと検討を進める。（通年） |

**柱４-３　区役所業務の更なる標準化の推進**

３年度目標の達成状況

| 目標 | ３年度実績 | ３年度目標の評価 | ４年度以降目標（設定・変更等） |
| --- | --- | --- | --- |
| ２年度・標準化[[49]](#footnote-49)の計画策定・１年目の標準化計画達成３年度・２年目の標準化計画達成４年度・３年目の標準化計画達成５年度・標準化計画により標準化した業務のモニタリングが行われている状態の確立 | ・２年目の標準化計画達成 | 達成 | ４年度　３年目の標準化計画達成５年度　標準化計画により標準化した業務のモニタリングが行われている状態の確立（理由）予定どおりに取組が進捗しているため変更なし |

３年度取組の実施状況

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| ３年度の取組内容 | ３年度の主な取組実績 | 課題 | ４年度の取組内容（課題に対する対応） |
| 1. **区役所業務における業務改善のベストプラクティスをもとにした24 区の標準化と、更なる改善を継続的に行っていく仕組みの構築**

・プランに掲げる対象とする区役所業務に係る改善本部のもと、区ごとに異なる事情や各区独自で採用している手法などについて、各区及び関係所属の意見を十分に聴取・考慮しつつ、標準化計画に沿って２年目の取組を進めていく。 | ・区長会議福祉・健康部会では、改善本部において審議の結果、対応を必要とした案件について、全件対応されたことを確認した。・区長会議こども・教育部会では、改善本部において、保育施設等一斉入所のオンライン予約を全区で開始し、事後検証の結果明らかになった課題と、更なる機能の向上について、態勢を整えたことを確認した。・改善本部のもと、策定した標準化計画に沿って２年目の取組を実施した。 | ・国の標準準拠システムの影響を受ける一部の業務については、今後の自治体情報システム標準化の進捗状況に応じて取組を進める必要がある。 | ・国の標準準拠システムの進捗状況に応じて、プランに掲げる対象とする区役所業務に係る改善本部のもと、各区及び関係所属の意見を十分に聴取・考慮しつつ、標準化計画に沿った３年目の取組を進めていく。 |

**【改革の柱５】人材育成・職場力の向上**

**柱５‐１　次代を担う職員の育成**

３年度目標の達成状況

| 目標 | ３年度実績 | ３年度目標の評価 | ４年度以降目標（設定・変更等） |
| --- | --- | --- | --- |
| 「状況に応じて、リーダーシップを発揮している」かつ「困難な問題にも積極的にチャレンジし、自己成長につなげたい」に、「思う」と回答した職員の割合２年度　10％３年度　10％※４年度以降の目標は、３年度の進捗状況を踏まえて設定 | 12.2％ | 達成 | キャリアデザインシートにおいて「状況に応じて、リーダーシップを発揮している」かつ「困難な問題にも積極的にチャレンジし、自己成長につなげたい」に、「思う」「やや思う」と回答した係長級以上の職員の割合４年度　58％５年度　60％キャリアデザインシートにおいて「組織から求められる役割を理解している」かつ「困難な問題にも積極的にチャレンジし、自己成長につなげたい」に、「思う」「やや思う」と回答した係員の割合４年度　77％５年度　80％（理由）市政改革プラン3.0の中間見直しに基づき、職位ごとに求められる能力にあわせて目標を再設定した。 |

３年度取組の実施状況

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| ３年度の取組内容 | ３年度の主な取組実績 | 課題 | ４年度の取組内容（課題に対する対応） |
| 1. **自主的・主体的にリーダーシップを発揮できる職員の育成・支援**

・自己啓発講座にリーダーシップに関連するカリキュラムを加え、取組を強化する。・民間企業派遣研修について、更なる拡充に取り組む。 | ・リーダーシップに関連する自己啓発講座については新型コロナウイルス感染症の影響により実施できなかったが、各階層別研修においてリーダーシップを発揮するために必要なカリキュラムを実施した。・４年度からの民間企業派遣先を拡充するとともに、新たに民間企業から本市への受け入れの開始に向けた環境を整備した。 | ・引き続き、自主的・主体的に行動することができる職員や複雑化・多様化する行政課題にも対応できる専門性やチャレンジ精神のある職員を育成・支援する必要がある。 | ・自己啓発講座の開催回数を増やす等、自主的・主体的に行動できるよう、幅広い視野や多様な知識を身に付ける機会を提供するとともに、各階層別研修の内容の改善も行い取組を強化する。・民間企業との人事交流研修（旧民間企業派遣研修）を拡充し、若年層職員の計画的な育成・支援をさらに推進する。 |
| 1. **各所属における職員の専門性の向上**

・各所属に対して、コンテンツの内容の充実や受講対象者の絞り込みを促すなど、質の向上に取り組む。 | ・eラーニングシステムにより研修を実施する各所属に対して、受講対象者の範囲や研修内容のヒアリングを行い精査を促し、コンテンツの質の向上を図った。 | ・各所属と連携し、eラーニングの手法も活用しながら、ＩＣＴに関する研修等を実施し専門性の向上に取り組む。 |
| 1. **職員による改善、問題解決や新たなチャレンジを促す仕組みの構築**

・各所属・組織における業務改善や問題解決に資する取組事例・手法（改善ツール等）について、全ての職員が活用できるよう整理し、庁内で共有する仕組みを充実する。・引き続き、様々な課題に積極的にチャレンジする組織風土を醸成するための仕組みを検討する。 | ・全所属の係長・係員を対象に「問題解決研修（本編・参考事例編）」（eラーニング）を実施した。・様々な課題に積極的にチャレンジするための組織風土を醸成するための仕組みを検討した。 | ・業務改善や問題解決に資する取り組み事例や手法について、職員向けeラーニング等により情報発信及び研修を実施する。（通年）・引き続き、様々な課題に積極的にチャレンジする組織風土を醸成するための仕組みを検討する。（通年） |

**【改革の柱６】働き方改革**

**柱６-１　働き方改革の推進**

３年度目標の達成状況

| 目標 | ３年度実績 | ３年度目標の評価 | ４年度以降目標（設定・変更等） |
| --- | --- | --- | --- |
| 【長時間労働の是正】・職員１人あたりの時間外勤務の年間平均時間数　２～５年度　各年度124時間以下・職員１人あたりの年次休暇の年間平均取得日数　２～５年度　各年度16日以上【仕事と生活の両立】・男性職員の育児休業等取得率　２年度　13.0％３年度以降　30.0％・管理職に占める女性職員の割合（事務系）　２年度　課長級以上　20.0％　係長級以上　30.0％３年度以降　課長級以上　20.0％　係長級以上　30.0％※３年度以降の目標数値は「特定事業主行動計画・後期計画期間」の目標数値であり、計画期間は３年４月～８年３月となっているため、この期間において取り組む目標である。 | ・職員１人あたりの時間外勤務の年間平均時間数　135時間・職員１人あたりの年次休暇の年間平均取得日数　15.8日　・男性職員の育児休業等取得率　28.8%・管理職員に占める女性職員の割合（事務系）　課長級以上　18.9%　係長級以上　28.1% | 未達成 | ４年度　抜本的な働き方改革の実現に向けた実施方針の策定（理由）　市政改革プラン3.0の中間見直しの結果、抜本的な働き方改革の実現に向け、将来を見据えた目標を策定することとしたため※５年度の目標は、４年度に策定する実施方針を踏まえて策定 |

３年度取組の実施状況

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| ３年度の取組内容 | ３年度の主な取組実績 | 課題 | ４年度の取組内容（課題に対する対応） |
| 1. **長時間労働の是正**

・引き続き、時間外勤務の上限規制を踏まえて、新たに導入するＰＣログ管理支援システムを活用しながら管理の徹底を図るとともに、モニタリングを実施するなどにより、長時間労働の是正に向けて取り組む。 | ・ＰＣログ管理支援システムを活用しながら管理の徹底を図るとともに、各所属の時間外勤務の状況に応じてヒアリングを実施するなど、長時間労働の是正を図った。 | ・様々な先行事例も参考にしながら、個々の職員及び職場の生産性を向上させ、大阪市を取り巻く様々な情勢の変動にも柔軟に対応できる変化に強い組織づくりにつなげていく必要がある。 | ・引き続き、時間外勤務の上限規制を踏まえて、ＰＣログ管理支援システムを活用しながら管理の徹底を図るとともに、モニタリングを実施するなどにより、長時間労働の是正に向けて取り組む。（通年） |
| 1. **働きやすい職場環境づくりの取組**

・引き続き、研修の実施や制度の周知及び既存制度の利便性の向上などにより、働きやすい職場環境づくりを推進する。 | ・階層別研修のほか、引き続き「女性職員の多様な働き方を考えるコラム」の発行・周知を行うなど、働きやすい職場環境づくりに取り組んだ。 | ・引き続き、研修の実施や制度の周知及び既存制度の利便性の向上などにより、働きやすい職場環境づくりを推進する。（通年） |
| 1. **柔軟な働き方の推進**

・テレワーク[[50]](#footnote-50)、時差出勤、休憩時間などの各種制度による柔軟な働き方の更なる推進に努めるとともに、関係所属と連携しながら、全庁横断的な取組の検討を進める。 | ・テレワーク等の各種制度による柔軟な働き方の推進に取り組むとともに、関係所属によるワーキンググループを開催し、職員の意識調査を行うなど、全庁横断的な取組に向けた検討を行った。 | ・テレワーク等の各種制度による柔軟な働き方の更なる推進に取り組むとともに、全庁横断的な取組を行うためのプロジェクトチームを設置し、大阪市役所のあるべき働き方の絵姿を示す。（通年） |
| **④ コミュニケーション活性化・ムダ取りのためのオフィス改革**・テレワークのより一層の推進及びオンラインによるコミュニケーションの活性化に向け、次の取組を進める。Teams会議の活用事例、テレワーク推進にあたっての取組事例等を庁内ポータル等で情報発信し、先行事例等の横展開を推進する。 | ・テレワーク推進に係る課題整理のためアンケートを実施した。（４月、１月）・テレワーク推進員意見交換会を開催し、アンケート結果を基に課題整理を行い、改善策を策定した。（４月、10月、12月、２月）・室内の取組、アンケートによる効果検証結果等を取りまとめ、庁内ポータルにて公表した。（３月） | ・テレワークの推進に向けた取組を継続しつつ、フリーアドレス[[51]](#footnote-51)やオープンオフィス[[52]](#footnote-52)が新型コロナウイルス感染症の感染拡大に繋がることのないよう感染状況を踏まえたうえで、取組を進める必要がある。 | ・新型コロナウイルス感染症の感染状況を踏まえたうえで、それぞれの職場実態に応じた取組を進める。各所属におけるフリーアドレス及びオープンオフィスの導入状況を調査し、課題や効果等の検証を行う。（通年） |

**（参考）柱４-１　地域活動協議会[[53]](#footnote-53)による自律的な地域運営の促進　各区状況**

【各区における３年度実績】

目標指標：地活協の構成団体が、地域特性に即した地域課題の解決に向けた取組が自律的に進められている状態にあると思う割合

３年度目標：市全体で88.0％

市全体の３年度実績：89.0％（目標達成）

　区ごとの３年度実績

88.0％



**３年度取組の実施状況**

**取組①「地域の実情に即したきめ細かな支援」**

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
|  | ３年度の取組内容 | ３年度の主な取組実績 | 課題 | ４年度の取組内容（課題に対する対応） |
| 北区 | ・コロナ禍でも地域内で情報共有できるようにビデオ会議などの場の提供支援と合わせて、地域ごとに人口動態などの地域特性や地域課題、地活協の運営上の課題や活動状況などについて、客観化・明確化するための地域カルテの更新支援を行い、地活協と認識共有する。 | ・地域活動連絡会議をWebを活用して開催し、また定期的にTeamsを活用した接続支援や情報共有等の場として、「まちセンオンラインルーム」を開設し、コロナ禍においても地域情報や地域毎の課題を共有できる体制が構築でき、地域カルテ更新支援に繋げることができた。 | ・全地域がWeb会議に対応できる体制が構築されておらず、継続した支援が必要である。・コロナ禍で地域活動が停滞し、これまで中心的な役割を担ってきた地域住民のモチベーションの低下が顕著となり、地域活動の再開や継承が危ぶまれる状況となっている。 | ・「まちセンオンラインルーム」の定期開催を継続し、各地域でのWeb会議開催支援や情報共有を行う。（通年）・地域住民と地域活動の担い手の方々が共に取り組める事業として、感謝メッセージを持った人を写した写真を10万枚収集し、ギネス世界記録に挑戦する事業を企画することで、地域のつながりづくりの支援を行う。（通年） |
| 都島区 | ・地域カルテ講習会を地域や対象者を細分化して行うなど、きめ細やかな支援を実施する。 | ・各地域の支援ニーズ調査を実施し、地域ごとのニーズに応じた支援を実施した。・具体的な支援例として、オンラインの活用の推進をめざしたLINE教室やZoom講習会の実施や、地域の補助金事務の効率化を目的とした地活協補助金講習会を実施した。 | ・地域により、支援ニーズの違いはあるが、自律的な地域運営に不可欠な会計事務（地活協補助金事務含む）の自律が進んでいない地域が多く、当該事務に対するより一層の支援が必要である。 | ・全地域の会計担当者を対象とした会計事務説明会を実施し、各地域間での情報共有を図るほか、地域担当者の横のつながりづくりの支援も行う。（通年） |
| 福島区 | ・コロナ禍の状況を見極めつつ、地域と新型コロナウイルス感染症対策などの情報提供・共有を図り、活動再開に向けての問題点や対応を検討する。・地域実情に合わせてＳＮＳ等を活用した情報発信の効果的な支援を行う。・まちづくりセンター[[54]](#footnote-54)等[[55]](#footnote-55)による地活協への支援の効果検証に基づき、地域の実情に即した最適な支援を行う。・地活協の認知度向上を図るため、ホームページや広報紙で年２回以上ＰＲを行う。 | ・活動再開に向けて、他地域や他区の感染対策事例集を作成し全地域へ提供した。・ホームページ更新頻度が低くなった地域へ、自律的なホームページ更新が確認できるまで支援を継続した。・区社会福祉協議会とのWeb会議を行う等、実践的な支援を行った。・まちづくりセンターの支援に関するアンケートを行い、その評価とこれまでの支援効果検証に基づき、支援内容の改善を行った。・地域実情に応じ、コロナ禍での総会の書面決議支援や会計・広報など、分野ごとに強弱をつけた支援を行った。・マンション住民を対象とした講習会において、地活協の活動を紹介し、つながりづくりを行った。・ホームページや広報紙を通じて、年２回以上、地活協のＰＲを行った。また、地活協専用ラックや庁舎内・駅掲示板にチラシの掲出と配架を行った。 | ・新型コロナウイルス感染症の影響により活動が不定期となり、これまで活動してきたスタッフの方のモチベーションの維持・向上が困難である。・新たな担い手（増員）よりも高齢化によるスタッフの減員が多く、実施体制についての再検討が必要になっている。 | ・新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に配慮しつつ、地域活動が円滑に行われるように支援方法を検討する。（通年）・ＳＮＳ活用の環境整備支援やわかりやすい活用説明書を作成して地域の理解を深めるなど、地域実情に合わせてＳＮＳ等を活用した効果的な情報発信の支援を行う。（通年） |
| 此花区 | ・各地活協運営委員会や地域行事等に参加し、引き続き地域事情の把握に努め、各地域の実情に沿った支援を図っていく。・地活協の活動を広く区役所・まちづくりセンターや区社協と連携・情報共有する。・地活協の新たな課題を見極め、地域カルテに盛り込むなどカルテの更新を進め、地活協と認識を共有する。 | ・実施された各地活協運営委員会や地域行事等については、参加して地域事情を把握し、各地域の実情に沿った支援を図った。・区役所・まちづくりセンターや区社協と連携・情報共有し、地域事情の把握に努めた。・地域カルテの更新を進め、アフターコロナの活動の多様化について、地活協と認識を共有した。 | ・この２年間の新型コロナウイルスによる行動制限等により、活動の自粛が余儀なくされており、会議や地域活動の再開に向けた支援が必要である。 | ・安全に活動を行うための感染拡大防止方法等についての相談支援を実施する。また、コロナ禍における会議開催のためオンラインの活用についてきめ細かい支援を実施し、多くの参加を促す。（通年） |
| 中央区 | ・地域活動などに関する情報を広報紙等に掲載する。・地域情報などをTwitterで発信する。・新築マンションの住民に対する地域活動参加に向けた啓発を行う。 | ・各地域の課題解決に向けた地活協の取組を広報紙に毎月掲載した。（12回）・区庁舎に「地活協コーナー」を設け、地活協の活動紹介パネルを掲示した。・防災訓練などの地域情報を随時 Twitterで発信した。・マンション等の建築段階から地域との関係をつくるために作成したガイドラインを活用し、住民と地域をつなぐ取組を支援した。 | ・転出入が多く、居住年数の浅いマンション住民層では、地域とつながりにくい状況となっている。・若い世代に対し、つながりづくりの大切さの啓発や地域活動への関心を持ってもらえるきっかけとなる周知が十分でない。 | ・広報紙に、地域活動に関わる記事を掲載する。（下期）・区庁舎１階の「地活協コーナー」に、地活協の活動紹介パネルやイベントチラシなどを掲示する。（通年）・様々な地域情報をTwitterで発信する。（通年）・左記ガイドラインを活用し、住民と地域をつなぐ取組を支援する。（通年）・地域活動参加へのきっかけづくりの一環として、防災講演会や防災訓練計画作成などの「マンション防災」の取組を支援する。（通年） |
| 西区 | ・区役所とまちづくりセンターとの連携による地活協の活動状況等の把握や、自治会や町内会など地縁型団体の活動状況について、活動主体と連携して広報紙・ホームページ等を通じて区民に広報し、活動目的の周知や活動への参加を呼びかける。（15回以上） | ・日々におけるまちづくりセンターとの連携による地活協の活動状況や各地活協における自律度の状況等の把握を行い、さらに自治会や町内会、子ども会など地縁型団体の活動状況について、活動主体と連携して広報紙・ホームページ等を通じて区民に広報し、活動目的の周知や活動への参加を呼びかけた。（通年：17回）・町会加入促進チラシを発行した。（４年３月） | ― | ・自治会や町内会、子ども会など地縁型団体の活動状況について、活動主体と連携して広報紙・ホームページ等を通じて区民に広報し、活動目的の周知や活動への参加を呼びかける。（通年：15回以上） |
| 港区 | ・コロナ禍における各地域の活動状況を把握し情報共有するとともに、適切な感染防止対策を講じながら活動再開ができるよう地域スタッフへアドバイスしながら地域実情に即した支援を行う。・地活協の活動拠点となる施設のネットワークの構築や導入器材の検討など、オンライン環境の整備向けた支援を行う。・マニュアルの作成などを通じてオンライン機能や操作に習熟するよう支援する。・様々な広報媒体を活用して地活協の認知度向上に取り組む。・日常的な地域活動支援を行う中で自治会・町内会単位（第一層[[56]](#footnote-56)）の活動に関する情報を収集するとともに、広報紙等で第一層の活動に対する支援について情報発信する。・地域と他の活動主体の課題やニーズを把握し、連携によるメリットが双方に実感されるよう相互調整や連携創出に向けた支援を行う。 | ・定期的にまちづくりセンターと地域に関する情報共有や適切な支援手法について検討し、コロナ禍でも活動しやすい形態へ事業を変更するなどの地域実情に即した支援を行った。・コロナ禍でも地域で情報共有が可能となるよう、各会館のオンライン環境整備とその使用方法の支援を行った。・Zoomで広報研修会を開催し、コロナ禍での広報活動について情報共有した。（３月）・広報紙、ＳＮＳ、チラシ配布等により地活協の活動について情報発信した。・第一層支援として、マンションコミュニティの構築に向け、関心の高いと思われる防災を切り口にしたイベントを開催した。（12月）・地域貢献の一環で実習を行いたい学生を抱える専門学校と、地域活動に有益な機会となると考える地域とのマッチングを企画、サポートするなどの支援を行い、地域貢献実習につなげた。 | ・２年続くコロナ禍における地域活動の停滞、並びに地域活動再開に向けた地域スタッフのモチベーション確保を図る必要がある。・会計担当者などの一部はオンラインの利用は慣れてきたが、その他地域スタッフは未だ機能や操作の習熟が十分でない。・自治会・町内会単位（第一層）の活動やニーズを把握する必要がある。 | ・コロナ禍でも実施している地域の事業方法を他地域にも情報共有し広げるとともに、アフターコロナを見据えた活動の仕方について地域スタッフへアドバイスしながら地域実情に即した支援を行う。（通年）・各地域のＳＮＳ、オンライン会議システムの構築などを通じてオンライン機能や操作に習熟するよう支援する。（通年）・様々な広報媒体を活用して地活協の認知度向上に取り組む。（通年）・前年度に行った防災を切り口としたマンションコミュニティ構築のためのイベントをさらに広げながら、マンション住民と地域の連携に取り組む。（通年）・地域と他の活動主体の連携によるメリットが双方に実感されるよう相互調整や連携創出に向けて引き続き各々の課題やニーズ把握を行い、マッチングにつなげていく支援を行う。（通年） |
| 大正区 | ・３年度もコロナ禍の状況が続く見込みのため、各地域がオンライン会議をできる環境整備やスキル支援を行うことにより、円滑に会議が運営され、「地域カルテ」の更新、地域課題等の把握や解決に向けた活動ができる状態になるよう支援する。 | ・まちづくりセンターと連携し、オンライン会議ができる環境整備やスキル支援を行った。・地域支援包括支援プロジェクトチーム会議等を通じて、各地域の実情や地域課題の把握に努め、地域カルテを更新するとともに、その課題に即した支援を行った。 | ・今後もコロナ禍の状況が続くことが見込まれ、感染拡大防止対策を講じながらの活動となることから、引き続き、オンライン会議ができる環境整備やスキルアップの支援や、地域カルテを活用しながら地域の実情に即した支援を行っていく必要がある。 | ・統括アドバイザー･防災アドバイザーに加え、広報アドバイザーを配置し、オンライン会議ができる環境整備やスキルアップ支援を行うとともに、地域課題等の把握や解決に向けた活動ができるよう、地域カルテを活用しながら地域の実情に即した支援を展開する。（通年） |
| 天王寺区 | ・まちづくりセンターを活用して地域カルテの更新を支援し、地域の実情に応じたきめ細かな支援を行う。・地活協において、より一層民主的で開かれた組織運営と会計の透明性が確保されるよう、まちづくりセンターを活用した啓発・支援を行う。（会計説明会：１回）・地活協が独自で行う情報発信の取組を、まちづくりセンターを活用して支援する。（情報発信支援： ９地域） | ・まちづくりセンターを活用して地域カルテの更新を行い、備蓄物資の管理や、活用の支援を行った。・コロナ禍における適正な補助金活用について会計説明会を行った。（12月）・まちづくりセンターを活用して、コロナ禍における地活協の運営や各種活動の実施、適正な補助金活用について支援を行えるよう情報交換会を開催した。（12月）・まちづくりセンターを活用して、地域活動のFacebookやポスター・チラシによる情報発信の支援を行った。 | ・地域カルテについて、引き続き更新支援を行うとともに地域に内容の浸透を図っていく必要がある。・各地活協において、運営委員会の開催や各種活動は自律的に進められてはいるものの、地域の会計全体を理解し調整できる担い手の育成が必要である。・ポスターやチラシなどの紙での情報発信は地域で行えているものの、Facebookについては活用促進の支援が継続して必要である。 | ・地域カルテについて、引き続き更新支援及び内容の充実に取り組み、地域への浸透を図る。（通年）・コロナ禍における課題やアフターコロナを見据えた地活協の活動手法を共有するとともに、地域の会計全体を理解し調整できる担い手の育成のため、会計説明会及び情報交換会の開催を行う。（下期）・まちづくりセンターを活用して、地域活動のFacebookやポスター・チラシによる情報発信の支援を継続して行う。（通年） |
| 浪速区 | ・ＳＮＳやWebを活用し、マンション住民や子育て層といった幅広い世代の住民の地域活動への参加を促す。・防災など各種動画素材を作成・活用し、マンション理事会などへの地域コミュニティ参画に向けた働きかけをさらに強化する。・各地域の活動や事業、防災などの啓発イベントを通じて、企業やＮＰＯ法人、日本語学校の留学生や外国人住民等と地域のマッチングを図り、つながりづくりを促進する。 | ・まちづくりセンターのWebサイトやＳＮＳを活用し幅広い層へ各地域の情報発信を行った。・マンション理事会に対して防災講座の実施検討のアプローチを行ったが、マンション住民への防災講座の実施に至らず、地域コミュニティへの参画調整までは至らなかった。（２件）・日本語学校の生徒に対して防災学習会を実施し、地域住民とのつながりの大切さを伝えた。（１件）　また、区内の高校のＳＤＧｓ[[57]](#footnote-57)の取組に地域住民をつないだ。（１件） | ・子育て層やマンション住民といった地域住民とのつながりが希薄な層に対して、地域コミュニティの重要性を認識してもらうとともに、日頃からの身近なつながりづくりに向けた継続的な取組が必要である。 | ・より多くの住民参加を促すため、区広報紙に地活協の特集を掲載（年１回以上）するとともに、区ホームページ等に地活協のバナーを掲載する。・防災を切り口にマンション住民や子育て層といった第一層へのアプローチを強化する。（通年） |
| 西淀川区 | ・地域支援のカルテの更新の支援を行う。現状は、地域と地域担当部署のみにて共有を行っているが、区役所全体で情報を共有することで、区役所内の連携を強化し、福祉や防災などの地域課題解決に繋げる。 | ・まちづくりセンターの支援により全14地域の地域カルテの更新作業を行った。・地域ごとの課題を把握し、地域づくり活動のサポートを実施した。 | ・今以上に、区役所が地域の実態に応じた地域福祉、防災・防犯などの地域力向上の取組を支援するにあたり、区役所内の地域福祉活動、防災・防犯活動との連携が十分に図られていないため、区役所内における情報の共有化を図る必要がある。 | ・庁内ポータルのチームサイト等を利用し、区役所内における地域情報の一元化を図り、まちづくり、福祉活動、防災・防犯活動等の地域活動支援を効率的・効果的に実施する。（通年） |
| 淀川区 | ・コロナ禍においても実施可能な地域活動についてできるだけ行えるように他の地域の好事例等の情報を集めて提供するなどの地域活動支援を行う。・地域公共人材の活用に向けての積極的な情報発信を行う。・ＳＮＳを活用した若い世代への情報発信に向けた取組を行えるように支援する。・中間支援組織と連携し、地域特性に応じた具体的なコーディネートを行う。 | ・全地域に対して、コロナ禍における地域活動の好事例等の情報提供を行った。・地活協の会議や連町会にて、地域公共人材制度を紹介した。・ホームページの作成支援を行い、１地活協のホームページが作成された。・全地域の地域集会施設へのWi-Fi環境整備を行った。・地域特性に応じた具体的なコーディネートについて21件行った。 | ・コロナ禍で地域活動が制限されている中、感染防止対策と地域活動が両立するよう支援を行う必要がある。 | ・コロナ禍においても実施可能な地域活動についてできるだけ行えるようにオンラインの活用や他の地域の好事例等の情報を集めて提供するなどの地域活動支援を行う。（通年） |
| 東淀川区 | ・コロナ禍における地域活動支援と補助金の効果的な活用支援を各地域のニーズに応じた形で継続。・地域担当職員による、コロナ禍における地域防災力向上支援を継続。 | ・コロナ禍を踏まえた地域活動や補助金運用に係る情報提供等を行うため、オンラインを活用しながら地活協連絡会議を開催した。・地域づくりアドバイザーによる地域へのサポートを行った。・大学と連携し、フレイル予防講座相談会を３年７月28日、４年３月25日に実施した。（２地域） | ・コロナ禍により、地域活動の休止を余儀なくされたこと等により、地域のモチベーションが低下している。・コロナ禍及びアフターコロナを見据えた新たな活動への転換に向けた支援を推進する必要がある。 | ・コロナ禍及びアフターコロナを見据え、「新しい生活様式」に沿った形でニーズに応じた活動が継続的に行えるよう、各地域に寄り添いながら、インターネット活用支援やホームページ等を活用した地域活動に役立つ情報等を発信する。（通年）・地域担当職員による、地域力向上に向けた支援を継続。（通年） |
| 東成区 | ・会計や広報アドバイザーによる支援を通じて、担い手の負担軽減を支援する。・住民アンケート等による支援ニーズの把握を通じ、地域課題を地域カルテに活かすことができるよう支援する。 | ・地域の集会所等に常駐する支援員の配置を進め、６地域で配置することで、地域の実情に応じたきめ細かな支援を実施することができた。・支援ニーズの聞き取りに基づいて地域カルテに活かすにあたり、地域資源発掘のため区内企業アンケートを実施し、連携に意欲のある企業一覧にまとめた。 | ・連携に意欲のある企業と地域で具体的な取組を行うには、それぞれのニーズを丁寧にすり合わせる必要がある。 | ・地域と企業間での具体的な連携を一つずつ実現させていくために、区役所内の部門間での連携を進展させるほか、まちづくりセンターとも連携し、団体間の調整がスムーズに進むよう橋渡しを行う。（通年） |
| 生野区 | ・中間支援組織と連携し、地域の実情に即した最適な支援を行うよう、虎の巻会議の必要性を地域に伝え、自主的に運営できる地域を一つでも多く増やせるよう支援していく。 | ・２地域を対象とした地域内での課題などについて話し合いを進める会議「地域虎の巻会議等」を開催した。・地域にとっての重要課題であるワクチン接種について、高齢者の方々のワクチン予約サポートやワクチン会館接種支援を行った。 | ・コロナ禍においても、地域活動が停滞しないよう工夫を凝らした多種多様なアイデアを実施した。地域に示していく必要がある。 | ・まちづくりセンターと連携し、コロナ禍に適応した、より効果的な支援の実施に向け、コロナ禍においても地域活動を実施している地域の活動をモデルとして、停滞している地域に示していくなど、地域の実情に即した最適な支援を行っていく。（通年） |
| 旭区 | ・各地活協が防犯・防災、子ども・青少年、福祉、健康、環境及び文化・スポーツの分野において、広く住民全般を対象として行う事業や地活協の運営等（組織運営・会計支援）に関するアドバイスを継続して実施する。・地活協の活動状況や自律の状況の把握、地域カルテ更新の支援などを通じて地活協と課題を共有したうえで、地域の実情に即したきめ細かな支援を行い、より多くの住民参加を促す。 | ・他地域の事例を参考に「コロナ禍でもできる地域活動のヒント」を作成、提供を行うとともに、地域活動の再開に向けた助言・提案を実施した。・希望のあった地域の会計実務担当者向け会計説明会を開催した。・補助金の申請及び実績報告に係る会計説明会を各地域で実施するとともに、年度途中での会計処理状況の確認（中間決算）を行った。・地域カルテの更新のため、各地域の実情に沿った資料を提示、課題の認識、共有に向けた支援を実施した。（通年） | ・活動再開に向け、各地域の現状把握に努めるとともに、具体的な手法についての提案を行うなど実情に応じた継続的な支援に取り組む必要がある。・活動の再開状況に地域差が生じていることから、各地域の実情に即したきめ細かな支援を行う必要がある。 | ・各地活協が防犯・防災、子ども・青少年、福祉、健康、環境及び文化・スポーツの分野において、広く住民全般を対象として行う事業や地活協の運営等（組織運営・会計支援）に関するアドバイスを継続して実施する。（通年）・各地活協の現在の活動状況や自律度を把握し、それぞれの地域の課題を共有したうえで、地域別実情に即した助言や提案、会計や活動に関する学習会の開催等、きめ細かな支援を継続して行うことで、新たな担い手の育成、より多くの住民の活動参加を促す。（通年） |
| 城東区 | ・地域のＳＮＳや広報紙を用いた情報発信支援等、コロナ禍でも可能で、より効果的な活動方法検討に係る支援を重点的に実施していく。 | ・ＳＮＳやホームページを用いた情報発信の継続支援（ＳＮＳを16地域 計380回更新）を実施した。・城東区情報発信動画「城東チャンネル」にて「各地域活動協議会活動報告」を企画し、地域活動を紹介（計11地域）した。・区広報誌等における各地活協の活動紹介を継続した。 | ・区広報誌とホームページや各地活協Facebook等とを連動させた手法で各地活協の活動に関する情報を広く区民に周知したが、新たな担い手の発掘や各地活協における地域課題解決やコミュニティづくりへの寄与など、地活協による自律した活動の実施に向けて、効果的な支援方法の選択に苦慮した。 | ・紙媒体とＳＮＳ等電子媒体を連動させる等の工夫により、より広く、多くの地域活動に関する情報を伝達できるような方策を探っていく。（通年） |
| 鶴見区 | ・引き続き、まちづくりレポートの更新を行い、地域、関係団体等と地域の課題等を共有し、課題解決に向け、地域の実情に応じたきめ細やかな支援を行う。 | ・まちづくりレポートを活用し、地域、関係団体（まちセン・区社協）等と課題を共有し解決に向けた事業実施手法及び活動支援を行った。・町会等の第一層支援のため、町会紹介・加入促進リーフレットに漫画を取入れ読んでいただける内容に更新し、転入者等へ配付を行った。 | ・町会加入率の向上につながる支援の実施が必要である。 | ・まちづくりレポートの更新を行うとともに、ウィズコロナに即した活動手法及び感染症対策情報の提供を行い、地域活動支援を実施する。（通年）・地活協の担い手の高齢化が進んでおり、新たな担い手の発掘に向けた支援及び町会加入促進のため、区内不動産会社へのリーフレット配架に取り組み、地域の実情に応じたきめ細やかな支援を行う。（通年） |
| 阿倍野区 | ・地域カルテの内容を、各地域における課題の抽出、その解決方法の取りまとめなどによって充実させ、地活協と認識を共有し、実情に応じたきめ細やかな支援を行う。 | ・第一層の活動を支援するため、リーフレットの作成や広報紙への掲載、転入者に配布を行った。・コロナ下において、各地活協のオンラインの環境整備や、会議、事業等への開催支援を行った。・地域活動フォーラムをオンライン（Zoom）で開催し、コロナ下における各地域活動の情報を共有した。 | ・身近な地域でのつながりづくりと様々な活動主体と地域の活性化を図る必要がある。 | ・各地活協が作成した地域カルテを活用して各地域の課題等を共有し、新たな担い手の育成に向けた事業を開催するなど、より自律した地域をめざし、きめ細やかな支援を行っていく。・引き続き、コロナ下における地域活動について、効果的な他の地域の事業の情報を共有するなど支援を行う。（通年） |
| 住之江区 | ・事業の対象世代に必要な情報が届くよう、地域からのニーズを聞きながら、ＳＮＳ等を活用し、事業周知や知名度向上を図っていく。 | ・各地活協が自ら積極的な情報発信を行えるよう、動画作成講座を開催した。（全地域） | ・まちづくりセンターと連携し、ＩＣＴ[[58]](#footnote-58)を活用できる人材を育成する支援が必要である。 | ・まちづくりセンタ―と連携し、ポータルサイト「すみのえ情報局」等を活用した地域活動の積極的な情報発信とＩＣＴを活用できる広報担当の人材育成を行う。（通年） |
| 住吉区 | ・若い世代など幅広い市民参画の促進のため、各地活協発行の広報紙や各地活協のホームページ・ＳＮＳを活用した情報発信に対する支援を行う。・行事や健診等での加入促進等に加えて、予防接種、成人式等、若年層や子育て層が集まる機会に町会加入促進や情報発信を行う。・未実施の地域を優先にマンション防災訓練を実施し、訓練を通してマンション住民の地域活動参画につなげる。・オンラインを活用した学習会の開催等により、コロナ禍でもつながりづくりが促進できるよう取り組む。 | ・地活協広報紙の発行支援を行った。（３地域）・地活協の認知度向上及び若い世代など幅広い市民参画の促進に向け、広報紙やホームページ、Twitter、LINE及びInstagramを活用し、各地活協の活動情報を発信した。・町会加入促進のチラシを転入者へ配付する転入パックへ封入した。・ホームページ（通年）や広報紙（年１回）による町会加入促進を行った。・若年層や子育て世代が多く集まる行事（３か月児健診）等を活用して町会加入促進を行った。・不動産団体と連携した町会加入促進を行った。・住みます芸人（大阪市と吉本興業株式会社との包括連携協定に基づく取組）を活用した町会加入動画を放映した。・地域活動への関心が低いマンション住民を対象に防災意識向上研修及び防災訓練への参加、町会加入の呼びかけを実施した。（４棟）・子育てサロンの活動情報をホームページで周知した。・オンラインによる区民まつりを開催し、地活協・地域団体・地域サークル等による地域活動への参加促進動画等を募集した。応募された動画をYouTubeへ配信した。（215本） | ・地活協を知っている区民の割合が50.1％（市民局実施調査結果）にとどまっており、認知度の向上が必要である。・新型コロナウイルス感染症の影響により、行事等の多くが中止を余儀なくされ、行事等の場を活用した町会加入促進や情報発信ができていない。・マンション住民の防災訓練参加者が少ない。・イベントや行事参加者の高齢化に伴い、オンラインを活用できる知識や環境が整っていない。 | ・地域活動への区民の参画（特に若い世代）を促進するため、①新型コロナウイルス感染症の影響で休止等している地域の活動の再開を支援する。（通年）②地活協による広報紙発行やＳＮＳを活用した情報発信を重点的に支援する。（通年）・行事等の集客が困難な場合に備えてオンライン等の手法も並行して準備し、事業実施できるよう支援する。（通年）・町会未加入のマンションを優先に防災訓練を実施し、訓練を通して地域活動への参画及び町会加入を促進する。（通年）・地域行事の中で、企業や学生と連携し、パソコンやスマートフォンの教室を実施できるよう支援を行う。（通年） |
| 東住吉区 | ・地域の状況を把握するため地域での聞き取りを行い、支援事業者と連携しながら、課題解決に取り組む。 | ・全地域にヒアリングを行い、新型コロナウイルス感染症の拡大防止を考慮した活動への検討を行った。 | ・新型コロナウイルス感染症の影響により、従来の方法では出来ない活動もあり、活動の形や工夫等について検討する必要がある。 | ・地域の状況を把握するため地域での聞き取りを行い、支援事業者と連携しながら、活動への助言や提案を行うことで課題解決に取り組む。（通年） |
| 平野区 | ・コロナ禍でも実施可能な事業について、地活協・まちづくりセンターとともに検討し、成功事例等を積極的に情報収集し共有する。・コロナ禍における事業実施状況を把握し必要に応じて情報提供を行う。・町会・自治会への加入促進のため、転入者向けの周知ビラを配付する。 | ・地活協から、事業実施の是非と運営方法に関する相談が多く、まちづくりセンターとともに状況を把握・検討し、成功事例等を積極的に情報収集し共有した。・コロナ禍における事業実施状況を把握し必要に応じて情報提供を行った。・町会・自治会への加入促進のため、転入者向けの周知ビラを配付した。 | ・コロナへの対応も含めて、各地域が抱える課題について、地域の実情に沿った問題解決を支援できるように、地域との信頼関係を強化する必要がある。 | ・アウトリーチ型の活動を積極的に行うことで、地域との信頼関係を強化する。・コロナ禍でも実施可能な事業について、地活協・まちづくりセンターとともに検討し、成功事例等を積極的に情報収集し共有する。（通年） |
| 西成区 | ・地域カルテの更新については、人口データ等の活用に加えて、地域内で話し合った内容を反映させる等、内容充実と合わせて認知度向上に向けた支援を実施していく。・より多くの地域で地域カルテを活用した地域課題の解決に向けた取組が実現できるよう、地域カルテの分析等を行うとともに、その結果に基づいた新たな地域活動の計画立案に向けた支援を実施していく。 | ・コロナ渦のため、運営委員会等が書面で開催されたことなどから、地域内で活発な議論が行われず、内容充実するに至らなかった。・地域カルテに「担い手の高齢化」が課題として挙がっている地域については、実情に即した支援を実施し、新たな担い手確保の一助とすることができた。・地活協の会議が様々な参加方法で開催できるよう、集合型とオンラインを併用したハイブリッド型の会議開催を支援した。 | ・地域活動やイベントの多くが中止となっている状況であり、今後の活動再開に向けたモチベーションが低下している。・地活協の活動拠点となる施設でのオンライン環境の整備やオンライン機能や操作の習熟が十分でない。 | ・アフターコロナにおける地域活動の再開を見据え、他地域における活動内容の共有やオンラインの活用による活動の多様化への対応など、地域の実情や希望に即した支援を実施することで、活動再開への機運醸成やモチベーションアップを図る。（通年） |

**取組②「地活協の意義・求められる機能の理解促進」**

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
|  | ３年度の取組内容 | ３年度の主な取組実績 | 課題 | ４年度の取組内容（課題に対する対応） |
| 北区 | ・地活協の意義や求められる機能について、地活協と認識共有し、地域住民の理解が深まらない原因を分析したうえで課題を抽出し、地域活動連絡会議や区政会議の場など機会があるごとに積極的に発信するとともに、各地域の課題に応じ、ＩＣＴや広報紙、掲示版なども活用しながら、効果的な支援を行う。 | ・コロナ禍で停滞していた、各地活協の活動の再開に向けた支援を行う中で、百歳体操や高齢者食事サービス、子育てサロンなど、様々な地活協の活動の必要性を地域住民と共有できた。・マンション世帯の割合が９割に上る中、マンション住民同士の交流や地域行事・地域活動での交流・連携も難しい状況であることから、マンションコミュニティ支援として、リーフレットの作成・配布を行った。 | ・地活協の構成団体や地域住民に地活協に求められる総意形成機能[[59]](#footnote-59)や準行政的機能[[60]](#footnote-60)について、理解が深まるよう働きかけが必要である。 | ・地活協の意義や求められる機能について、引き続き、地活協と認識共有し、地域住民の理解が深まらない原因を分析した上で課題を抽出し、地域活動連絡会議や区政会議の場など機会があるごとに積極的に発信するとともに、各地域の課題に応じ、ＩＣＴや広報紙、掲示板、毎月発行するまちセン通信なども活用しながら、効率的な支援を行う。（通年） |
| 都島区 | ・引き続き、広報誌やFacebook等により　情報発信を行い、より多くの地域住民に地活協の意義等の理解が浸透するよう情報発信の内容の充実を図る。 | ・広報誌（10月号、２月号）や Facebookで地域活動の発信を行い、地域住民の地活協の意義等の理解の浸透及び現役世代の新たな担い手発掘を図った。 | ・区民アンケートでは、地活協を知っている区民の割合が48.8％であり、全市平均（50.3％）を下回っていることから、より積極的な情報発信が必要である。 | ・引き続き、広報誌やFacebook等による　情報発信や、地域イベントなどを活用し、より多くの地域住民に地活協の意義等の理解が浸透するよう取り組む。（通年） |
| 福島区 | ・新型コロナウイルス感染症の影響により理解促進を働きかける場が少なくなることを想定し、書面配付した場合でも、より理解が深められるよう、資料を改善する。 | ・コロナ禍で中止となった「補助金決算説明会」では、特に重要な点を強調して記載するかたちに改善したわかりやすい資料を全地域へ配付することにより地活協の意義等について理解を促した。「補助金予算説明会」の場では、地活協補助金の取扱いに係る年間スケジュールや提出書類の記載例を丁寧に説明した。また、事業書（計画・報告）や収支書（予算・決算）も可能な限りプルダウンで選択できる等、より簡単に活用できるようデータ作成し地域へ提供した。・地域状況に合わせて地域カルテの作成を進めることで、活動の目的やカルテの活用方法などを地域で協議する場面を作った。 | ・新型コロナウイルス感染症の影響で、幅広く理解促進を図る場が少なくなっている。特に、役員が交代した地域は、改めて地活協の意義などについて丁寧に理解を促す必要がある。 | ・多くの地域で負担となっている会計事務を円滑に進めるため、丁寧な説明を実施する。特に、役員が交代した地域は、重点的に支援していく。（通年）・新型コロナウイルス感染症の影響により話し合いの場を設けるのが困難な状況であっても、書面配付のかたちで理解が深められるよう資料を改善する。（通年）・地域カルテの更新が遅れている地域へ作成支援を行いつつ、地活協の意義・求められる機能の理解を促す。（通年） |
| 此花区 | ・まちづくりセンター[[61]](#footnote-61)と連携して区広報紙やＳＮＳ等を使って広く周知していくとともに、会計説明会や各地域における会議・行事等で繰り返し説明し理解促進に努めていく。 | ・各地活協の主な活動内容を広報紙で紹介した。・区役所や区民ホールに地域情報コーナーを設け、地域行事等のチラシを配架した。・会計説明会や各地域における会議・行事等で地活協の意義や求められる機能について説明した。 | ・地活協役員の交代時に地活協の意義・機能について充分に引き継ぎが行われていなかったり、コロナ禍で地域活動を実際に目にすることのない区民が多くなり地活協への関心が薄れている。 | ・地活協の理解促進について、役員や構成団体の理解が深まるよう複数回の地活協会計説明会やこのまちゼミの場で説明を行う。また、コロナ感染拡大時は会計説明会をオンラインとリアルにより開催する。（通年）・区民には引き続き市民情報コーナーでの掲示などで意義や機能の理解促進を行う。（通年） |
| 中央区 | ・地域の担い手確保や人材育成等への助言・指導を行う。・地活協活性化セミナーを開催する。 | ・地域の高齢化による担い手不足や人材育成等についての助言・指導を行った。・地活協活性化セミナー及び地活協会長会議を開催し、「地活協とは」をはじめ地活協の意義等を再確認した。（２回） | － | ・地域の担い手確保や人材育成等への助言・指導を行う。（通年）・地活協活性化セミナーをはじめとした地活協関連会議において「地活協の意義・機能」を繰り返し確認することで、活動者の理解を促進する。（１回以上　通年） |
| 西区 | ・地活協の意義や求められる準行政的機能や総意形成機能について、地活協の役員や構成団体、地域住民の理解が深まるよう働きかける。 | ・地活協会長会及び地域活動協議会情報共有会等にて説明を行った。・広報紙により区民に対して地活協の活動等を周知した。 | ・地活協の認知度の向上や、更なる自律に向けた取組支援が必要である。 | ・地活協の意義や求められる準行政的機能や総意形成機能について、地活協の役員や構成団体に対して都度における会議等において説明し、また、地域住民の理解が深まるよう広報紙等により周知する。 |
| 港区 | ・地活協の役員等を対象とした補助金説明会で地活協の意義、求められる機能の理解がより深まるよう説明を行う。・広報紙に地活協の意義、求められる機能等に関する特集記事を掲載し、情報発信（区内全戸配布）する。 | ・地活協補助金説明会で役員等に対し趣旨説明を行い理解度を高めた。（７、12月）・さらに、各地活協の役員等に個別に説明を行った。（下期で各地活協１回ずつ）・広報紙に地活協の意義、求められる機能等に関する特集記事を掲載し、情報発信（区内全戸配布）した。（４月） | ・役員等の交代に伴う、新役員等の理解度の深化を図る必要がある。 | ・地活協の役員等を対象とした補助金説明会で地活協の意義、求められる機能の理解がより深まるよう説明を行う。（上期・下期で各１回）・広報紙に地活協の意義、求められる機能等に関する特集記事を掲載し、情報発信（区内全戸配布）する。（４月） |
| 大正区 | ・各地域が地域住民、学校園等と地域課題を共有し、地域要望として取りまとめる等、「総意形成機能」が発揮できる機会を支援する。 | ・各地域が「総意形成機能」を発揮できるよう、地活協の運営及び活動に対する財政的支援を行うとともに、中間支援組織を活用し地域活動の好事例の取組目的やプロセスを共有するなどの支援を行った。 | ・各地域が「総意形成機能」を発揮できるよう、各地域の特性に即した課題の解決に向けた取組を、より一層自律的に進めていけるよう、適切な支援を行っていく必要がある。 | ・各地域が地域住民や学校園等と連携して、地域課題を共有し、その解決に向けた活動ができるよう、まちづくりセンターと連携し、地域カルテを活用しながら各地域の状況に応じた支援を行う。（通年） |
| 天王寺区 | ・地活協の役員や構成団体、住民の理解が深まるよう、まちづくりセンターを活用して、意見交換会の場や、広報紙、広報板を活用して地活協の各種活動の紹介を行う。・ホームページ及び広報紙に、地活協に交付する補助金の使途の掲載を行う。 | ・コロナ禍で対面での意見交換会は開催できなかったが、まちづくりセンターを活用して、地域のニーズを聞き取り、補助金の活用やコロナ禍における活動の実施事例の資料を作成し、情報共有を行うため地域の担い手に配付した。・まちづくりセンターを活用して課題を共有し情報交換会を開催した。（12月）・まちづくりセンターを活用して地域ごとの活動や特色ある活動の紹介をFacebookで行った。・広報紙へ地活協の活動紹介を行い、広報板へ活動紹介ポスターの掲示を行った。・ホームページ及び広報紙に、地活協に交付する補助金の使途の掲載を行った。（７月） | ・広報紙・広報板などを活用して地活協の周知を行っているが、１月に市民局が実施した区民アンケートの結果、区民への認知度は５割を下回っており、地活協の活動の浸透をさらに推進する必要がある。 | ・地活協の役員・構成団体の方を対象に情報交換会を開催し、地活協の意義・機能を定期的に伝える。（通年）・ホームページ及び広報紙に、地活協に交付する補助金の使途の掲載を行う。（７月）・広報紙を活用して、広く区民に地活協の紹介を行う。（通年）・広報板に活動紹介のポスターを掲示する。（７、10、１月） |
| 浪速区 | ・地活協の意義や求められる機能を説明した動画を作成するなど、新たな手法により取り組む。 | ・全地活協対象の合同説明会を初めて開催し、パワーポイントを活用してできる限り分かりやすい資料を作成し、地活協の意義や求められる機能の説明を行い理解促進に努めた。（１月） | ・地活協役員や構成団体への理解を促進するためには、一過性ではなく継続的な働きかけが必要である。 | ・地活協の意義や、求められる準行政的機能や総意形成機能について、地活協の役員や構成団体、地域住民の理解が深まるよう積極的な働きかけや発信を行う。（通年）・地活協の意義や、求められる機能の理解を促進するため、地域での井戸端会議を開催する。（通年） |
| 西淀川区 | ・地活協のＰＲポスター等の作成。・地域ごとの情報発信支援として、地活協パンフレットの作成を行っている地域などについては、引き続き作成支援を進める。・例年広報紙において年に１度地活協特集記事を掲載していたが、連続掲載記事にすることで、より詳細な各地域の活動を周知する。 | ・まちづくりセンターの支援により地活協ＰＲポスターを作成した。（一部地域）・まちづくりセンターによる地活協パンフレットの作成支援を行った。・広報紙において特集記事１回及び毎月連載で各地域の記事を掲載した。・区役所１階地活協ブースのリニューアルを実施した。 | ・地活協は、地域福祉、地域防災・防犯において中心的な役割を担うことから、地域住民における知名度向上、意義や理解促進が必要である。・特に若年層における知名度が低いことから、優先的に取り組む必要がある。 | ・イベント等を通じて若年層の防災意識向上に向けた取組を実施する。（下期）・未作成の地域に対する地活協ＰＲポスター作成を拡充する。（通年）・区広報紙へ継続して地活協の記事を掲載する。（通年） |
| 淀川区 | ・コロナ禍においても実施可能な地域活動についてできるだけ行えるように支援を行い、地域活動の情報発信を行えるようにする。・全地活協へ訪問し、地活協の認定要件の確認を行い、助言を行う。・広報誌やホームページなどで地活協の情報を発信することにより、市民活動の理解促進を図る。 | ・Zoomを学ぶオンライン体験会を３回（7月、８月、９月）開催した。・地活協へ訪問し、地活協の認定要件の確認を行い、助言を行った。（１地域だけ日程の調整が整わなかったため、全18地域中17地域の訪問となった。）・広報誌に地域活動を紹介する記事を毎月掲載した。・成人式に参加した新成人に対して、広報誌で紹介した「地域や地域活動の記事」のダイジェスト版を作成し、配付した。・転入の多い３～４月期に各地域の広報誌やポスターなどを展示して、新たに区民となられた方々へ地活協の活動を知る場を設けた。 | ・コロナ禍で地域活動が制限され、地域活動への参加を呼びかける機会が少なくなっている中、工夫を凝らした情報発信をする必要がある。 | ・コロナ禍においても実施可能な地域活動についてできるだけ行えるように支援を行い、ＳＮＳを活用した地域活動の情報発信を行えるようにする。（通年） |
| 東淀川区 | ・大学連携等も活用し、オンラインを主とした情報発信力向上の支援と、区からの広報を行う。 | ・ホームページやFacebook等により地活協に関する広報を実施した。・区役所１階スペースにおいて地活協ＰＲを行った。・東淀川まちづくりフォーラムを４年３月19日に開催した。・大学と連携し、学生が作成したマニュアルを基に、「スマホLINE講座」を行った。 | ・コロナ禍により地域活動も休止を余儀なくされたことで、地活協の存在や活動が、区民に広く認知されづらい状況が続いている。 | ・地活協の組織運営と活動が広く住民等に理解されるよう地域活動従事者向けの「スマホLINE講座」等を実施し情報発信力の向上を支援する。（通年）・ホームページ等を活用した区からの広報を行う。（通年） |
| 東成区 | ・町会加入促進チラシを活用し、イベント広報等と連動させる等、効果的な広報事例の共有を図り、地活協の意義・求められる機能の理解促進を図る。 | ・補助金説明会や、地域会議等を通じて、地活協の意義や求められる機能の理解促進を図った。・希望する地域に町会加入促進チラシの作成を支援するとともに、地域活動に関わりの薄いマンション住民への活動呼びかけを支援し、町会加入につなげた。 | ・地活協活動の意義や仕組について、担い手の中心的役割を担う役員の理解は進んだが、役員以外の構成メンバーまで理解が及ばない。 | ・役員以外の構成メンバーにも地活協の仕組みや運営のあり方に関する理解が深まるよう、地活協の運営マニュアル策定や活用事例紹介など、様々な情報発信を行う。（通年） |
| 生野区 | ・地活協の意義や求められる機能について理解が深まるよう、引き続き、各地活協等が実施している取組を情報発信し、市民活動への参加を呼びかける。また、Facebook、Twitter、YouTubeなど多様な媒体を活用しながら、若い世代が気軽に参加できる場の情報発信に取り組めるよう中間支援組織と連携し支援を行う。 | ・まちセンLINE公式アカウントの活用により情報発信を行った。・地活協の事業内容や会計状況等をホームページで紹介した。・区役所内にある地活協の情報発信コーナーの情報を更新した。・誰もが気軽に参加でき、交流できる場（まちカフェ）を開催した。 | ・地活協の意義や求められる機能の理解度は、準行政的機能（87.3％）、総意形成機能（73.2％）と、地活協構成団体の理解度が前年度と比べ微減しているため、理解促進に向け引き続き取り組む必要がある。 | ・地活協の意義や求められる機能について理解が深まるよう、まちづくりセンターと連携し、各種会議やＳＮＳなど多様な媒体を活用し、あらゆる機会を通じて情報発信を行っていく。（通年） |
| 旭区 | ・地活協の認知度向上のために、「旭区まちづくりガイドブック」等の活用やより効果的な広報に取り組む。・地活協の会議等の場を活用し、地活協の役員等に対し、地活協の意義や役割等に関する理解促進に向けて取り組む。 | ・区役所庁舎内など多くの区民が目にする場所に「旭区まちづくりガイドブック」や各地域で作成した広報紙「かわら版」を配架した。・各地域の会議や行事等に出席し、役員等に対し、地活協の意義や役割等に関する説明を行うことで理解促進に取り組んだ。・窓口前に設置したモニターで地域活動の紹介動画を放映した。・ホームページにおいて各地域の活動紹介を行った。 | ・地活協の意義や求められる役割などについて、職員の理解促進を図るとともに、各担当間の連携を強化する必要がある。・新型コロナウイルス感染症の影響で、幅広い世代に対して地活協の活動や意義などに関する理解促進を図るための機会が減少している。・コロナ禍において活動が制限されてきた期間に多くの地域で役員交代があったことから、相対的に地活協に関する理解度が低下している。 | ・地域のニーズに沿った支援を行うために、地活協の意義や求められる役割等について職員の理解を深めるとともに連携を図るための情報共有を密に行う。（通年）・地活協の認知度向上を図り、地活協の意義や求められる役割についての理解が深まるよう、幅広い世帯に向け、 ＳＮＳやホームページを活用した積極的な情報発信、区広報紙に地活協の特集記事を掲載する等、効果的な広報に取り組むとともに、各地域の会議等の場を活用して役員等に積極的な働きかけを行う。（通年） |
| 城東区 | ・コロナ禍に対応した区役所と地域のリモート会議（ＩＣＴ化）体制整備を進めて事業、若手層の意見交換会参加などの活性化を検討していく。 | ・リモート参加を可とした地活協連絡会を開催した。（計９回）・全地活協と区長との意見交換会を開催し、課題収集と個別アドバイス等を実施した。（計31回）・新たな担い手（ボランティア）募集等のポスターを区内広報板へ掲出した。（区内85箇所）・各地活協広報誌等を庁舎内の区民情報コーナーへ配架した。（約1,200部）・区広報誌等における地活協の意義、機能の情報発信の継続 | ・２年度に引き続き、コロナ禍の影響を大きく受け、各事業への住民参加によるつながりづくりが困難であった。・ウィズコロナの中で事業を展開するにあたり、各事業への住民参加による新たなスタイルのつながりづくりが必要とされる。 | ・新たな生活様式を意識した各地活協における活動実施に向け、事例の共有などにより支援する。（通年）・併せて、知名度向上や担い手の発掘等に関しても、これまで以上に新たな発信方法の模索や、丁寧な啓発を意識して進めていく。（通年） |
| 鶴見区 | ・２年度の取組について、一定効果があったため、引き続き各種会議等の場において、説明強化を図る。 | ・準行政機能・総意形成機能の説明したリーフレットを作成し、地活協補助金説明会等の場において、運営委員や役員へ説明を行い、地活協の意義・機能についての認識の向上を図った。 | ・役員改選時に、的確な引継ぎがなされず、理解度が低下することが多くある。 | ・地活協の意義・機能について、各地活協の運営委員会において、年2回以上の説明会を実施し、理解促進を図る。（通年） |
| 阿倍野区 | ・地活協の活動の動画配信や、リーフレットの全戸配布を行い、地域住民への地活協の活動に理解が深まるような支援を行う。 | ・地活協の意義や、求められる機能等に関する内容や、活動紹介を広報紙や各戸配布のリーフレット、動画等で情報発信を行った。・年２回開催の地活協補助金会計説明会においても、地域役員等へ地活協の意義等について説明を行った。 | ・より多くの方に地活協の活動を知っていただく場を設け、理解を深める必要がある。 | ・引き続き、各地活協の意義や、求められる機能等への理解促進を図る情報発信を行い、広報紙やホームページ等への掲載の支援を継続する。（通年） |
| 住之江区 | ・Web会議などＩＣＴを活用することで、様々な機会を捉えながら、積極的に情報を発信する。 | ・各地域に配置しているタブレットを利用し、情報発信や会議を行えるような環境を整えた。・会計事務説明会において、地活協の意義や準行政的機能、総意形成機能について説明した。 | ・地活協の意義及び求められる機能について理解が深まるよう効果的な取組を継続して実施する必要がある。 | ・まちづくりセンターと連携しながら、幅広く波及効果が期待できるような具体的な対象者を明確にし、計画的に地活協の意義及び求められる機能について説明する。（通年） |
| 住吉区 | ・各地活協における積極的な情報発信（ホームページ、広報紙、ＳＮＳの活用）への支援を行う。・ホームページから各地活協のホームページへ容易にアクセスできるよう工夫するとともに、子育て世代が集まる場においてもチラシを配布する等、地活協の認知度向上を図る。 | ・広報紙において、各地活協を紹介した。（年４回：９・11・１・３月号）・地活協の認知度向上に向け、広報紙やホームページ、Twitter、LINE及びInstagram を活用し、各地活協の活動情報を発信した。・広報紙やチラシ、Twitter、LINE、Instagram、YouTubeを活用し、世代や対象者に合わせた地域活動の情報発信を行った。 | ・つながりづくり促進のための地域活動に参加したことがある区民の割合が15.0％（区民意識調査結果）と低調である。・地活協を知っている区民の割合が50.1％（市民局実施調査結果）にとどまっており、認知度の向上が必要である。 | ・地活協についての理解促進や認知度向上に向け、広報紙で各地活協の紹介を行う。（年４回）・広報板やホームページ、Twitter、Instagram、YouTubeを活用し、各地活協の活動情報の発信を行う。（通年）・各地活協による広報紙発行やＳＮＳを活用した情報発信の支援を行う。（３地域以上）（通年） |
| 東住吉区 | ・支援事業者と連携し地域の広報活動への助言を行い、実情やニーズに合わせて広報紙やホームページで活動を紹介する。 | ・区広報紙で地活協の活動紹介を行い、活動の担い手としての参加を呼び掛けた。 | ・地域としての広報活動を促進する必要がある。 | ・地域の状況を把握するため地域での聞き取りを行い、支援事業者と連携しながら、広報手法や運営委員会の開催方法への助言や提案を行うことで課題解決に取り組む。（通年） |
| 平野区 | ・多世代の方が地域の情報を得ることができるよう、広報紙等で効果的に発信するとともに、地活協自身が広報活動を行えるようにまちづくりセンターとともに支援する。 | ・感染症対策を取りながら実施した事業内容を広報紙やＳＮＳで発信することで、地活協の意義や役割をＰＲした。 | ・まちづくりセンターを活用し、地域自らが広報できる地域が増えるように、支援を強化する必要がある。 | ・地活協発信で地域住民に対して広報活動を行えるよう、「地活協広報紙」の作成支援を、地域の実情を踏まえながら、まちづくりセンターを活用して積極的に支援する。（通年）・多世代の方が地域の情報を得ることができるよう、引き続き広報紙等で積極的に発信する。（通年） |
| 西成区 | ・引き続き地活協の理解促進を図る支援を継続する。その際に地域資源や現状の問題点等を洗い出し、地域課題の解決に向けた取組が実現できるよう、会議を活性化させるためのファシリテーションを実施していく。（通年）・地域住民に対する地活協の理解度促進に向けた取組として、地活協に関する情報発信を積極的に進めるため、ホームページやＳＮＳ等を活用した情報発信の強化に向け支援を実施していく。 | ・地域で開催される各種会議において、地域課題の収集や共有、その解決に向けた対応策の検討等を実施した。・Facebook開設及び活用の活性化に向けての支援に関する資料を作成・周知するなどの支援を行い、情報発信手段としてホームページやＳＮＳ等の電子媒体による広報を実施している地活協が昨年より増加した。 | ・地活協役員や運営委員の自律的な組織運営に向けた意識は高まりつつあるが、コロナ渦により、幅広く理解促進を図る場が少なくなっている。 | ・地活協の認知度向上や求められる機能について理解が深まるよう、積極的な働きかけを実施する。（通年）・引き続き、地域住民に対する地活協の理解度促進に向けた取組として、地活協に関する情報発信を積極的に進めるため、ホームページやＳＮＳ等を活用した情報発信の強化に向けた支援を実施する。（通年） |

**取組③「区の状況に応じた支援の実施」**

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
|  | ３年度の取組内容 | ３年度の主な取組実績 | 課題 | ４年度の取組内容（課題に対する対応） |
| 北区 | ・地活協への支援の効果を検証し、その結果を地活協と共有しながら、２年度取組実績と同様にコロナ禍であっても地域活動が継続できるように地域活動のガイドラインを更新し、また、各地域の活用事例共有や新たな地域活動の提案を積極的に行いながら、地域の実情に応じたきめ細やかな支援を実施する。 | ・コロナ禍における支援として、地域活動の判断指標を更新し周知するとともに、活動再開に向け感染予防策の提案を行った。・コロナ禍での各地域における活動状況・感染対策・特徴ある取組事例等を写真で記録し、「写真でみる地域の活動状況展」を開催することで、各地域での取組の共有化が図れ、意見交換の場とすることができた。 | ・大阪府の府民への要請内容を基に、全地域に統一した地域活動のガイドラインを示したが、地域毎に様々な条件・状況が異なることから、各地域の実情に応じたきめ細やかな支援が必要となった。 | ・コロナ禍で停滞していた各地域での会議や事業が徐々に再開されてきているが、活動の停滞期間が２年以上に及んだため、再開が困難な事業もあることから、引き続き、「写真でみる地域の活動状況展」等の開催を通じて、各地域での取組を共有化し提案を行うとともに、自律的に事業が進められるよう、地域ごとの感染予防策の提案等の支援を行う。（通年） |
| 都島区 | ・地活協の意義や趣旨に理解を示す企業やＮＰＯに対して積極的に働きかけを行うことで具体的な連携につながるよう取組を進める。・地活協を知らない層への理解の浸透については、情報発信やアプローチ方法を含め検討を進める。 | ・地域、専門学校、社会福祉法人と連携し、小学校の児童が絵をかいて地元の高齢者（特養ホーム入居者など）が色を塗る「つながる、塗り絵」展を開催した。・一部地域内のＵＲ全棟の掲示板に町会活動を紹介するポスターの掲示や、町会加入促進チラシの見本を作成し、地域へ作成支援を行った。 | ・地活協の構成団体となる企業やＮＰＯの加入が進んでおらず、連携に向けた支援が必要である。・町会加入率は年々低下傾向にあり、加入促進に向けた効果的な支援が必要である。 | ・企業連携については、商工会議所などに働きかけを行い、地域イベントへの参加など地域との連携につながるよう取り組む。（通年）・町会加入促進については、町会加入のメリットが地域住民に浸透するような効果的な情報発信を行う。（通年） |
| 福島区 | 【再掲】・コロナ禍の状況を見極めつつ、地域と新型コロナウイルス感染症対策などの情報提供・共有を図り、活動再開に向けての問題点や対応を検討する。・地域実情に合わせてＳＮＳ等を活用した情報発信の効果的な支援を行う。・まちづくりセンター[[62]](#footnote-62)等[[63]](#footnote-63)による地活協への支援の効果検証に基づき、地域の実情に即した最適な支援を行う。・地活協の認知度向上を図るため、ホームページや広報紙で年２回以上ＰＲを行う。 | 【再掲】・活動再開に向けて、他地域や他区の感染対策事例集を作成し全地域へ提供した。・ホームページ更新頻度が低くなった地域へ、自律的なホームページ更新が確認できるまで支援を継続した。・区社会福祉協議会とのWeb会議を行う等、実践的な支援を行った。・まちづくりセンターの支援に関するアンケートを行い、その評価とこれまでの支援効果検証に基づき、支援内容の改善につなげた。・地域実情に応じ、コロナ禍での総会の書面決議支援や会計・広報など、分野ごとに強弱をつけた支援を行った。 | 【再掲】・新型コロナウイルス感染症の影響により活動が不定期となり、これまで活動してきたスタッフの方のモチベーションの維持・向上が困難である。・新たな担い手（増員）よりも高齢化によるスタッフの減員が多く、実施体制についての再検討が必要になっている。 | 【再掲】・新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に配慮しつつ、地域活動が円滑に行われるように支援方法を検討する。（通年）・ＳＮＳ活用の環境整備支援やわかりやすい活用説明書を作成して地域の理解を深めるなど、地域実情に合わせてＳＮＳ等を活用した効果的な情報発信の支援を行う。（通年）・担い手の不足については、上記ＳＮＳ等の活用で新たな担い手を募集できるように支援するほか、各地域における効率的な活動体制の情報を収集・共有することで負担軽減のきっかけづくりに努める。（通年） |
| 此花区 | ・地域担当職員が地域実情や課題を把握し、地活協の活動支援を継続し課題解決に向けて地域と情報共有を行う。・行事やイベントについて、新型コロナウイルス感染症の状況を鑑み、対策を講じたうえで実施できるものを検討する。 | ・各地活協運営委員会などに出席し、地域情報の把握に努めるとともに、個別の事業における運営方法の相談や、新しい担当者への会計支援などを実施した。 | ・地域の会計担当者にとっては区の求める会計書類が難しく会計支援が必要となることや地域によっては広報が苦手なところもあり区やまちセンによる支援が必要となる。 | ・現在のコロナ禍のみならずアフターコロナ禍での活動も見据え、まちづくり推進課職員やまちセンがオンラインを取り入れた会計支援を実施するほか、地活協の広報について、ＳＮＳの導入を支援するなど、それぞれの地活協の活動支援を継続する。（通年） |
| 中央区 | ・地域カルテを更新し活用する。・派遣型地域公共人材の利用促進制度と活用事例を紹介する。 | ・更新した地域カルテを各地域及びまちづくりセンターと共有し、地域実情に応じた支援を行った。・課題解決を望む団体と大阪市地域公共人材バンクをつなげた。（申請件数：１件） | － | ・地域カルテを更新・活用する。（11月）・地域活動の更なる活性化への支援を目的とする派遣型地域公共人材の利用促進制度と活用事例を紹介する。（11月） |
| 西区 | ○地域の実情に即した自律的な地域運営を積極的に推進するため、まちづくりセンターを活用し、次の取組を行う。・他の地域団体等との連携や地域活動への住民の参加促進を支援する。・地域の資源が有効に活用され、各地域の特色や課題、ニーズに応じた支援を行う。・主体的に情報発信できるよう広報紙作成等の支援をする。・地域カルテを更新する。○区の広報媒体を活用し、地域活動協議会 の活動等を周知する。 | 〇区役所及びまちづくりセンターによる取組・地活協構成団体の活動等を区民に周知した。・地活協構成団体に対する組織運営支援を行った。・活動参画の問合せのあった企業について、各地活協へ紹介等を行うことにより、地活協との活動展開をはかる等、地活協と企業との連携支援を行った。・地域資源の有効活用や地域課題解決のための地域カルテの更新を行った。・各地活協に対して、具体実践的な広報支援を展開した。・広報紙等において地活協の活動等を周知した。 | ・地活協の認知度の向上や、更なる自律に向けた取組支援が必要である。 | ○地域の実情に即した自律的な地域運営を積極的に推進するため、まちづくりセンターを活用し、次の取組を行う。・他の地域団体等との連携や地域活動への住民の参加促進をはかるために、各地活協に対して様々な活動事例の情報提供や、新たな事業展開の方法等の提案を都度における定例会議において提案する等の支援を行う。（通年）・各地活協において、地域の資源が有効に活用され、さらに各地域の課題の解決がはかれるように、状況等の把握を行い、各地活の自律状況に応じた解決方法の提案等の支援を行う。（通年）・主体的に情報発信できるよう各地活協広報紙作成等の支援をする。（通年）・地活協の認知度を測定し、各地域、まちづくりセンターと連携して課題を抽出して地域カルテを更新する。（通年）○区の広報媒体を活用し、地活協の活動等を周知する。（４年７月他） |
| 港区 | ・まちづくりセンター等と連携して、地域実情を把握しながら地域が自律的に取り組めるよう持続的な活動のための財源確保の手法としてのＣＢ／ＳＢの取組を支援する。・コロナ禍でも工夫しながら事業が実施できるよう他地域の状況等を情報収集、共有しながら地域実情に即した支援を行う。 | ・コミュニティ回収に関心がある地域に対して、導入に関するアドバイス等の支援に取り組んだ。（１地域で起業）・年度途中の要綱改正に伴う感染症対策物品の補助について、補助金説明会や個別の場で丁寧に説明を行い、コロナ禍でも事業が実施できるよう支援を行った。 | ・地域実情に合わせたＣＢ/ＳＢの取組に対する支援が必要である。特に、ペットボトル回収については、導入が進んでいない。・コロナ禍でも工夫して事業を実施している地域や事業と、そうでない地域や事業などばらつきがある。 | ・まちづくりセンター等と連携して、地域実情を把握しながら地域が自律的に取り組めるよう持続的な活動のための財源確保の手法としてのＣＢ／ＳＢの取組を支援する。特にペットボトル回収については、ＳＤＧｓの観点から積極的に導入できるよう説明を行う。（通年）・コロナ禍でも実施している地域の事業方法を他地域にも情報共有し広げるとともに、アフターコロナを見据えた活動の仕方について地域スタッフへアドバイスしながら地域実情に即した支援を行う。（通年） |
| 大正区 | ・各地域がＳＮＳ等を活用し情報発信力の向上を図ることができるよう、統括アドバイザー･防災アドバイザーに加え、広報アドバイザーを配置し、必要な支援を行う。 | ・統括アドバイザー･防災アドバイザーに加え、広報アドバイザーを配置し、ＳＮＳ講座やLINE開設のサポート、スマホ操作教室など、各地域の状況に応じた支援を行った。 | ・ニーズが高まっているＳＮＳ等を活用した情報発信について、着手済の地域への継続的なサポートや、未着手の地域への働きかけが必要である。 | ・統括アドバイザー･防災アドバイザーに加え、広報アドバイザーを配置し、ＳＮＳ講座やLINE開設のサポート、スマホ操作教室など、各地域の状況に応じた支援を継続する。（通年） |
| 天王寺区 | ・まちづくりセンターを活用して、地域の実情に即した支援を行う。 | ・まちづくりセンターを活用して各地活協の活動者へまちづくりセンターの支援効果測定のためのアンケートを実施し、効果測定とともに意見集約を行った。（12月）・まちづくりセンターを活用して、活動者がＳＮＳを身近に捉えて、ＩＣＴの活用ができるよう支援を行った。 | ・コロナ禍において会議や各種活動が行えなかったことにより、活動の手法や補助金活用についての支援を必要とする意見があり、各地活協の実情に応じた支援を引き続き行う必要がある。 | ・引き続き、まちづくりセンターを活用してＩＣＴの活用方法やオンライン会議の開催手法についての助言を行うなど、各地域のニーズ及び実情に即した支援を行う。（通年） |
| 浪速区 | ・各地域の取組を収集・発信し、ノウハウを共有する。・引き続き、地域カルテ等を活用し、各地域の資産（ヒト・モノ・カネ）を把握・分析し、担い手確保や人材育成などの取組を支援する。 | ・各地活協に、ＩＣＴ化に向けたインフラの構築説明を実施した。（全地域）、また、各地域の状況に応じてLINE説明会などのＩＣＴ化支援を行い、ＩＣＴ人材の育成を行うとともに新たな担い手確保に向けた取組につなげるための支援を行った。（３地域）・地域カルテを地域と共有し、各地域の状況を客観的に把握し、地域活動を進めるための一助とした。（全地域）・各地活協会計担当者説明会を開催し、各地域のノウハウの共有を進め、会計人材の育成支援を行った。（１回） | ・コロナ禍において地域の活動が自粛される中であるが、各地域の課題やニーズを把握し、地域の実情に即した支援を進めていく必要がある。 | ・地活協の活動状況や自律の状況の把握、地域カルテ更新の支援などを通じて地活協と課題を共有したうえで、地域の実情に即したきめ細やかな支援を行う。（全11地域）（通年）・まちづくりセンターと連携し、地域の実情に応じた支援を実施する。（通年）・各地域で１項目の重点支援課題を設定し、年度内解決に向けた支援を実施する。（全11地域）（通年） |
| 西淀川区 | ・まちづくりセンターと連携し、アンケートにより把握した企業や活動団体等が地域と連携・協働できる具体的な内容（防災訓練やイベントへの参加、講習会の開催など）を取りまとめ、地域へ情報共有することで、双方が連携・協働できるマッチング等の具体策を検討・実施する。 | ・コミュニティ会館前花壇を利用した保育所と地活協との連携事業を実施した。・３年10月に企業と地活協の連携によるスマホ教室を開催した。 | ・コロナ禍による地域活動が縮小されたことにより、地域住民の交流の希薄化が進んでおり、地域福祉の向上や、地域防災・防犯意識を高めるため、地域コミュニティの形成・強化を図る必要がある。 | ・地域がコロナ禍でのイベントを実施できるよう、まちづくりセンターが実施に向けた検討・実施を支援する。（通年） |
| 淀川区 | ・全地活協へ訪問し、地域の役員の方々から地域課題等を聞き、支援を行う。・地域活動に参加しやすいように住んでいる地域情報がわかる小冊子の作成に向けて、中間支援組織と連携し、作成の支援を行う。 | ・全地活協へ訪問し、コロナ禍での活動や会計業務に係る支援を行った。・全地活協へ地域情報がわかる小冊子の作成とその支援を提案した。・各地域の情報や地域活動について役立つ情報を掲載した地域ノートを更新し、各地域へ配付した。 | ・役員の高齢化や担い手の不足から特定の人間に負担が集中している。 | ・全地活協へ訪問し、地域の役員の方々から地域課題等を聞き、支援を行う。（通年）・新役員や地域の方に対して地域ノートを活用し、地活協の理解促進を深め、新たな担い手の確保を図る。（通年） |
| 東淀川区 | ・コロナ禍における地域の実情を把握するため、アンケートを実施し、関係先とも連携しながら、地域活動の継続・再開に向けた助言や、新たな取組に対する支援等、地域課題やニーズに対応した地域活動の実施に向けた支援を行う。 | ・中学生以上の住民を対象に「10年後の地域につなげるインターネットアンケート」を実施した。・地域の実情を把握し、地域の課題やニーズに沿った支援を行うことを目的として、コロナ禍による地域活動アンケートを実施した。・アンケート結果等を踏まえ、他課や区社協等の関係先とも連携し、コロナ禍により休止となった事業の再開に向けた助言等を適宜行った。・地域活動への幅広い支援につなげることを目的として、広報紙に地域づくりアドバイザーの特集記事を３年６月号に掲載した。 | ・地域づくりアドバイザーの認知度向上と、より効果的な支援を推進する必要がある。・コロナ禍及びアフターコロナを見据えた新たな活動への転換に向けた支援を推進する必要がある。 | ・地域づくりアドバイザーの認知度向上のため、支援メニュー表を作成し、地域活動従事者を中心に広く周知するとともに、広報紙へ特集記事を掲載する。（通年）・引き続き、コロナ禍における地域の実情を把握するため、アンケートを実施し、関係先とも連携しながら、地域活動の継続・再開に向けた助言や、新たな取組に対する支援等、地域課題やニーズに対応した地域活動の実施に向けた支援を行う。（通年） |
| 東成区 | ・地域のＩＣＴ環境整備支援及び、ＳＮＳ活用やWeb会議システム導入等のＩＣＴツール活用を支援する。 | ・ ＩＣＴ環境の整備に向け、地活協ＰＣの配備や代表アドレスの設定等を支援した。・コロナ禍での地域活動を情報交換しあう場として、３年12月４日、城東区、都島区とともに３区合同オンラインイベント「ひがしなり・まち・みらい交流会」を開催し、コロナ禍での取組の工夫を互いに学び合う機会とした。 | ・地域の ＩＣＴ 環境整備に向けて、ＳＮＳやWeb会議の活用に向け事例紹介するが、実際の活動場面で、身近に便利さを体感することがないため導入に結びつかない。 | ・地域のニーズに応じて、地域の ＩＣＴ 活用の機運を高めることできるよう、ＳＮＳでの情報発信やオンライン会議など身近な体験会の開催や様々な事例紹介を行う。（通年） |
| 生野区 | ・中間支援組織と連携して、ＮＰＯ、企業、大学生など地域のまちづくりに関する様々な活動主体と地域とのネットワークを築く支援を行う。・中間支援組織と連携して、各地活協が地域の現状を共有する事ができるように、ブロックの枠組みのみにこだわらずに、地活協間のあらゆる交流を実施していく。 | ・まちづくりセンターと連携し、地活協とＮＰＯ、企業、大学生など多様な活動主体と連携するため、ＳＮＳ等を通じて、各まち協の特色ある活動を発信するなどの支援を行った。・ブロックの枠組みのみにこだわらずに、まちづくり協議会間のあらゆる交流を地域に選択してもらうような形で支援を行っていくため、ブロック会議の定期的な実施の見直しを行った。・ブロック会議の見直しに伴う新たな地域間交流を行った。 | ・学校再編に伴う新たな地活協間の交流の支援を行っていく必要がある。 | ・学校再編に伴い同じ小学校区になった地活協間の「子ども・青少年」や「防犯・防災」などの連携を促すため、地域間交流の支援を行っていく。（通年） |
| 旭区 | ・「地域活動ガイドライン（旭区Ver．）」等を活用するとともに、他区の事例も参考にしながら、各地域の活動再開に向けた支援に取り組む。 | ・「地域活動ガイドライン（旭区Ver．）」の周知を図るとともに、他地域の事例を参考に「コロナ禍でもできる地域活動のヒント」を作成、提供を行った。・４年３月１日（火）に区民センター大ホールにおいて「地域活動における感染症対策」をテーマに地活協従事者向け情報交換会を開催開した。 | ・コロナ禍で中止・休止となっている地域活動の再開に向け、課題の洗い出しや具体的手法の提案等の支援を継続して実施する必要がある。 | ・感染症対策をしっかりと行いながら事業を再開できるよう、他地域の事例を収集して情報提供を行うとともに、事業の実施手法や感染拡大防止策について具体的な提案を行う等継続した支援に取り組む。（通年）・活動の停滞による自主財源不足の解消に向けた一助ともなりうる、新たなペットボトル回収などのＣＢ／ＳＢの取組を支援する。（通年）・ＳＤＧｓに関する理解促進のため、地域住民を対象とした啓発に取り組む。（通年） |
| 城東区 | ・中間支援組織による地域カルテ更新にあたり、必要とされる最適な支援内容の選択を意図して、丁寧に取り組む。 | ・地域カルテの更新に向けて、地域へのアンケート調査を実施し、地域の課題認識を把握確認した。・事業の中止・変更に伴う会計面での相談支援を実施した。（全16地域で実施）・コミュニティ回収・ペットボトル回収の実施に向けた環境事業センター説明会のコーディネートを実施した。（計10地域で複数回実施） | ・自律度が向上してきた地域であっても、今般のコロナ禍の影響を受けて役員交代等においてのスキル伝承に苦慮している様子がうかがえた。全地域一律でない支援を意識しつつ、地域の状況変化を敏感に感じ取り、必要とされる最適な支援内容の選択が必要である。 | ・まちづくりセンターによる地域カルテ更新に着手。（上期）なお、更新にあたっては、地域課題を確認しながら、地域ごとに、「事業計画支援」が必要なのか、「広報支援」や「会計支援」に支援ボリュームをあてるべきか等、精査しながら丁寧に取り組む。（通年） |
| 鶴見区 | ・２年度の取組について、一定効果があったため、引き続き各地域の支援計画を作成し、進捗管理を行い、円滑な支援を行う。 | ・５月に地域ごとの支援計画を作成し、11月に計画の振り返りを行い、計画の進捗を確認するとともに、支援計画の見直しを行うことで、円滑な支援ができた。 | ・各地域の自律が進んでいるが、自律度にばらつきがあり、全体の底上げが必要である。 | ・この間の取組について、一定効果が確認できており、引き続き各地域の支援計画を作成し、進捗管理及び定期的な見直しを行い、円滑な支援を行う。（通年） |
| 阿倍野区 | ・まちづくりセンターと市民協働担当が連携しながら、各地域における課題を抽出し、その解決のための地域の実情に即したきめ細やかな支援を行う。 | ・各地域の実情を把握し、オンライン会議の支援や動画配信などコロナ下における事業の支援を行った。・毎月１回開催の、行政と地域の連絡会議である「地域連絡会議」をオンライン(Teams)で開催できる環境支援を行った。（２回開催） | ・各地域オンライン会議を活用し、コロナ下においても事業の会議等を行うことができるよう支援の必要がある。 | ・まちづくりセンターと市民協働担当が連携しながら、オンラインについて各会館に出張講座などのサポートを行うなど地域の実情に即したきめ細かな支援を行う。（通年） |
| 住之江区 | ・まちづくりセンターの支援内容を、地域の実情に応じてWeb会議や動画配信などＩＣＴを活用することで、新しい生活様式を取り入れながらよりきめ細やかな支援を行っていく。 | ・地元企業、ＮＰＯの人材、資金、地域情報等の地域資源を活用した地域活動（スマホ教室・新北島見守り活動・すみのえアート・ビート等）を実施した。（一部、Webにより開催）（14件）・地域活動応援サークルイベント部会会議（Web会議）を開催した。（13回）・地域活動応援サークルイベント（オンラインラジオ体操）（17回）  | ・地域課題の解決に向けた協働取組がさらに活発になるよう支援が必要である。 | ・まちづくりセンターと連携し、企業、ＮＰＯ、学校、地域がつながる場を積極的に開催するとともに、Web会議やオンラインイベントなどＩＣＴの活用について支援を行う。（通年） |
| 住吉区 | ・担い手の確保や人材育成に向け、民間企業やＮＰＯ団体等との連携・協働を目的としたまちづくり交流ライブを実施するとともに効果を分析し、地域課題解決につなげるよう支援する。・適正な組織運営に向け、会計事務に重点をおいた指導や助言による支援を行う。・地活協による広報紙発行ができていない地域へ実施地域の手法や情報を提供する等、広報紙発行に向けた支援を行う。・自主財源の確保のため、ＣＢ（コミュニティビジネス）の促進に向けた未実施地域への情報共有や働きかけによる支援を実施する。 | ・担い手拡大に向けた広報への支援を行った。（全12地域）・まちづくりセンターによる、地活協と民間企業やＮＰＯ団体等とのまちづくり交流ライブを開催した。（２回：８月・３月）・各地活協の会計事務の適正な執行への支援を行った。（全12地域）・地活協広報紙の発行支援を行った。（３地域）・自主財源の確保のため、ＣＢ（コミュニティビジネス）の促進に向けた未実施地域への情報共有や働きかけを行った。・ＣＢ（コミュニティビジネス）実施に向けて、ペットボトル回収事業や広報紙配布事業等の手続きに関する支援を行った。（３地域） | ・地域活動の担い手確保や人材育成が不十分である。・事業の中止などもあり、複雑化する会計事務処理に苦慮している地域が多い。・地活協による広報紙発行ができていない地域がある。・ＣＢ（コミュニティビジネス）について、取り組めていない地域があり自主財源の確保に苦慮している。 | ・民間企業やＮＰＯ団体との連携・協働を目的としたまちづくり交流ライブを継続実施するとともに、好事例を紹介し、地域課題解決につなげるよう支援する。（通年）・適正な組織運営に向け、会計事務に重点を置いた指導や助言による支援を行う。（通年）・地活協広報紙を発行している地域の手法や情報を提供する等、広報紙発行に向けた支援を行う。（通年）・ＣＢ（コミュニティビジネス）促進に向けて、各地活協へペットボトル回収事業や広報紙配布事業等を実施している地域の情報共有や働きかけによる支援を行う。（通年） |
| 東住吉区 | ・支援による改善事例等を、具体事例として説明会等で取り上げ、他地域へも波及するよう取り組む。 | ・全地域のヒアリング時に参考となる地域の活動事例の紹介をした。・他地域との情報交換の場として会議を開催し、各地域の課題等を共有した。 | ・地域によって状況が様々であることから、課題の多い地域に対して集中支援を行う必要がある。 | ・支援による改善事例等を、具体事例として説明会等で取り上げ、他地域へも波及するよう取り組む。（下期）・集中支援として、５年度に向けた活動の見直しや再構築に向けた支援を行う。（下期） |
| 平野区 | ・各地活協で事業等を行うにあたり参考となるような感染症対策に関する情報提供を行いつつ、各地活協が自律的な地域運営を行えるようまちづくりセンターとともに支援する。・コロナ禍で運営会議の開催も困難な状況が想定されることから、各地活協が取り組みやすい手法等を地活協・まちづくりセンターとともに検討する。 | ・地活協から、事業実施の是非と運営方法に関する相談が多く、まちづくりセンターとともに感染症対策に関する情報提供を行いつつ、各地活協が自律的な地域運営を行えるよう支援した。・コロナ禍での運営会議について、Web会議など各地活協が取り組みやすい手法等を地活協・まちづくりセンターとともに検討し、情報提供を行った。 | ・まちづくりセンターを活用して、自律的な地域運営への支援を行い、多世代が交流できる取組や住民間のつながりの促進を図る必要がある。 | ・各地活協で事業等を行うにあたり参考となるような感染症対策に関する情報提供を行いつつ、地活協の役員に改選があっても、引き継ぎに起因する活動の鈍化を引き起こさず、地活協の意義・役割を理解して活動できるよう、まちづくりセンターとともに新役員に説明する機会を設けるなどして支援する。（通年）・コロナ禍で運営会議の開催も困難な状況が想定されることから、各地活協が取り組みやすい手法等を地活協・まちづくりセンターとともに検討し、情報提供を行う。（通年） |
| 西成区 | ・２年度に実施したホームページの立ち上げに関する支援の効果検証を行い、その結果を基に支援の進め方を改善し、今後も他の地活協に対してホームページに関する支援を実施していく。・ホームページの活用方法については、会計情報の公開や地域活動の紹介以外にも、広告事業等のＣＢ／ＳＢや新たな担い手の確保に繋がるような取組が実現できるよう支援を進めていく。 | ・ホームページ等を活用した情報発信力向上のため、魅力的な写真の撮り方や基本的な肖像権・著作権の勉強会を行った。・コロナ渦による地域活動の停滞から、新たな担い手確保に繋がるような取組の実現に向けた支援の実施には至らなかった。 | ・地活協の認知度の向上や、更なる自律に向けた支援が必要である。・役員の高齢化などから、ホームページの更新や会計処理に苦慮している地域がある。 | ・区においてもFacebookなどの広報媒体を活用し、地活協の活動状況を積極的に発信する。（通年）・引き続きホームページに関する支援を実施するとともに、会計処理の指導や助言による支援を行う。（通年） |

|  |
| --- |
| 大阪市 市政改革室 改革プラン推進担当〒530-8201大阪市北区中之島１－３－２０TEL 06-6208-9885FAX 06-6205-2660Eﾒｰﾙ　　ac0015@city.osaka.lg.jp |

1. Information and Communication Technologyの略。コンピュータやインターネットなどの情報通信技術のこと [↑](#footnote-ref-1)
2. 行政と民間が連携して、それぞれの強みを生かすことによって、最適な公共サービスの提供を実現し、地域の価値の向上や住民満足度の最大化を図るもの [↑](#footnote-ref-2)
3. 住民に近いところで行われる決定ほど望ましい、という地方分権の基本的な考え方 [↑](#footnote-ref-3)
4. 施策・事業に必要な要素である企画（Plan）、運営（Do）、評価（Check）、改善（Action）を一貫した流れのものとして捉え、それらを循環させることで、以降の施策・事業の改善に結びつける手法 [↑](#footnote-ref-4)
5. 地方自治法上、「区長」は「区役所の長」であり、局の事務を所掌できないことになっていることから、現行の政令指定都市制度のもとで、区の区域内における各局の基礎自治に関する業務を横断的に総括し、局長以下を指揮監督する職として、24 の「区シティ・マネージャー（区ＣＭ）」職を設置し、24 区長をもって充てる（兼務する）旨を大阪市の事務分掌規則に定めている。 [↑](#footnote-ref-5)
6. ＩＣＴ（情報通信技術）を活用した、場所や時間にとらわれない柔軟な働き方のこと [↑](#footnote-ref-6)
7. Information and Communication Technologyの略。コンピュータやインターネットなどの情報通信技術のこと [↑](#footnote-ref-7)
8. Business Process Re-engineeringの略。現状の業務プロセス、組織・機構、諸規定・制度を見直し、ゼロベースで業務手順を刷新するもの [↑](#footnote-ref-8)
9. 行政と民間が連携して、それぞれの強みを生かすことによって、最適な公共サービスの提供を実現し、地域の価値の向上や住民満足度の最大化を図るもの [↑](#footnote-ref-9)
10. Private Finance Initiativeの略。行政が実施している公共施設等の設計・建設・改修・更新や維持管理・運営に、民間の資金と経営能力・技術力（ノウハウ）を活用し、公共サービスの提供を民間主導で行う手法 [↑](#footnote-ref-10)
11. 住民の福祉を増進する目的をもってその利用に供するための施設である公の施設について、民間事業者等が有するノウハウを活用することにより、住民サービスの質の向上を図っていくことで、施設の設置の目的を効果的に達成するため、平成15年9月に設けられた制度 [↑](#footnote-ref-11)
12. 住民の生活、地域社会及び地域経済の安定等の公共上の見地からその地域において確実に実施されることが必要な事務及び事業であって、地方公共団体が自ら主体となって直接に実施する必要のないもののうち、民間の主体にゆだねた場合には必ずしも実施されないおそれがあるものと地方公共団体が認めるものを効率的かつ効果的に行わせることを目的として、地方公共団体が設立する法人 [↑](#footnote-ref-12)
13. 行政と民間が連携して、それぞれお互いの強みを生かすことによって、最適な公共サービスの提供を実現し、地域の価値の向上や住民満足度の最大化を図るもの [↑](#footnote-ref-13)
14. 施策・事業に必要な要素である企画（Plan）、運営（Do）、評価（Check）、改善（Action）を一貫した流れのものとして捉え、それらを循環させることで、以降の施策・事業の改善に結びつける手法 [↑](#footnote-ref-14)
15. デジタルトランスフォーメーション。一般的には「新たな価値を創造することを目的に、デジタル技術の駆使によって既存の枠組みを変化させること」をいう。 [↑](#footnote-ref-15)
16. 住民に近いところで行われる決定ほど望ましい、という地方分権の基本的な考え方 [↑](#footnote-ref-16)
17. 概ね小学校区を範囲として、地域団体やＮＰＯ、企業など地域のまちづくりに関するいろいろな団体が集まり、話し合い、協力しながら、様々な分野における地域課題の解決やまちづくりに取り組んでいくための仕組み [↑](#footnote-ref-17)
18. 地方自治法上、「区長」は「区役所の長」であり、局の事務を所掌できないことになっていることから、現行の政令指定都市制度のもとで、区の区域内における各局の基礎自治に関する業務を横断的に総括し、局長以下を指揮監督する職として、24 の「区シティ・マネージャー（区ＣＭ）」職を設置し、24 区長をもって充てる（兼務する）旨を大阪市の事務分掌規則に定めている。 [↑](#footnote-ref-18)
19. ＩＣＴ（情報通信技術）を活用した、場所や時間にとらわれない柔軟な働き方のこと [↑](#footnote-ref-19)
20. Business Process Re-engineeringの略。現状の業務プロセス、組織・機構、諸規定・制度を見直し、ゼロベースで業務手順を刷新するもの [↑](#footnote-ref-20)
21. 契約書等の電子文書の作成者のなりすましや改ざんを防ぐためのもので、電子署名及び認証業務に関する法律(12年法律第102号)第2条第1項に規定されるもの [↑](#footnote-ref-21)
22. 住民情報系基幹システム（住民基本台帳等事務システム等）の各システムに共通する機能・環境を提供する基幹系システムの統合基盤 [↑](#footnote-ref-22)
23. Private Finance Initiativeの略。行政が実施している公共施設等の設計・建設・改修・更新や維持管理・運営に、民間の資金と経営能力・技術力（ノウハウ）を活用し、公共サービスの提供を民間主導で行う手法 [↑](#footnote-ref-23)
24. 行政と民間が連携して、それぞれの強みを生かすことによって、最適な公共サービスの提供を実現し、地域の価値の向上や住民満足度の最大化を図るもの [↑](#footnote-ref-24)
25. 利用料金の徴収を行う公共施設について、施設の所有権を公共主体が有したまま施設の運営権を民間事業者に設定する制度のことをさす。「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律」（PFI法）において平成23年に定められた概念である。 [↑](#footnote-ref-25)
26. Private Finance Initiativeの略。行政が実施している公共施設等の設計・建設・改修・更新や維持管理・運営に、民間の資金と経営能力・技術力（ノウハウ）を活用し、公共サービスの提供を民間主導で行う手法 [↑](#footnote-ref-26)
27. 施策・事業に必要な要素である企画（Plan）、運営（Do）、評価（Check）、改善（Action）を一貫した流れのものとして捉え、それらを循環させることで、以降の施策・事業の改善に結びつける手法 [↑](#footnote-ref-27)
28. 住民の福祉を増進する目的をもってその利用に供するための施設である公の施設について、民間事業者等が有するノウハウを活用することにより、住民サービスの質の向上を図っていくことで、施設の設置の目的を効果的に達成するため、平成15年9月に設けられた制度 [↑](#footnote-ref-28)
29. 事業主体以外の地方公共団体又は地方住宅供給公社が公営住宅の管理権限を代行する制度 [↑](#footnote-ref-29)
30. 住民の生活、地域社会及び地域経済の安定等の公共上の見地からその地域において確実に実施されることが必要な事務及び事業であって、地方公共団体が自ら主体となって直接に実施する必要のないもののうち、民間の主体にゆだねた場合には必ずしも実施されないおそれがあるものと地方公共団体が認めるものを効率的かつ効果的に行わせることを目的として、地方公共団体が設立する法人 [↑](#footnote-ref-30)
31. 行政と民間が連携して、それぞれの強みを生かすことによって、最適な公共サービスの提供を実現し、地域の価値の向上や住民満足度の最大化を図るもの [↑](#footnote-ref-31)
32. Public Private Partnershipの略。行政と民間が連携して、それぞれお互いの強みを生かすことによって、最適な公共サービスの提供を実現し、地域の価値の向上や住民満足度の最大化を図るもの [↑](#footnote-ref-32)
33. Private Finance Initiativeの略。行政が実施している公共施設等の設計・建設・改修・更新や維持管理・運営に、民間の資金と経営能力・技術力（ノウハウ）を活用し、公共サービスの提供を民間主導で行う手法 [↑](#footnote-ref-33)
34. 基準、指標や尺度という意味で、ここでは、本市の事業や業務プロセスなどを改善していくため、他の地方公共団体の優れた事例を参考基準とすること [↑](#footnote-ref-34)
35. 市設建築物のうち、学校施設、市営住宅及び特別会計施設を除く施設 [↑](#footnote-ref-35)
36. リスクの顕在化によって過大な本市負担が生じないよう 、その発生要因を識別してその重大性を評価し、これに応じた対応策を講じるとともに、その有効性を評価して必要に応じて見直すという、一連のリスクの管理に係るプロセスをさす。 [↑](#footnote-ref-36)
37. 施策・事業に必要な要素である企画（Plan）、運営（Do）、評価（Check）、改善（Action）を一貫した流れのものとして捉え、それらを循環させることで、以降の施策・事業の改善に結びつける手法 [↑](#footnote-ref-37)
38. 土地の売却前に、土地の測量、隣接地との境界確定、残地物や越境物（ブロック塀等）の除去、土壌汚染や地下埋設物等の調査を行い、売却が可能な状態にすること [↑](#footnote-ref-38)
39. On-the-Job Trainingの略。職場の上司や先輩が、部下や後輩に対し、日常的に職務のあらゆる場面を通じて業務に必要な知識・技術・技能・態度などを、計画的・継続的・反復的に指導し、習得させるもの [↑](#footnote-ref-39)
40. 概ね小学校区を範囲として、地域団体やＮＰＯ、企業など地域のまちづくりに関するいろいろな団体が集まり、話し合い、協力しながら、様々な分野における地域課題の解決やまちづくりに取り組んでいくための仕組み [↑](#footnote-ref-40)
41. 地域活動の対象範囲を表した表現で、第一層とは「自治会・町内会単位」をさしている。なお、平成29年１月にまとめられた「区政の検証」では、第一層のほかに、第二層を「校区等地域単位」、第三層を「区単位」としている。 [↑](#footnote-ref-41)
42. 校区等地域の将来像や、住民の様々な意見の調整・取りまとめを行う機能のこと [↑](#footnote-ref-42)
43. まちづくりセンター：「大きな公共を担う活力ある地域社会づくり」の実現に向けて、市民による自律的な地域運営を積極的に支援することを目的としている機能や体制などの総称 [↑](#footnote-ref-43)
44. まちづくりセンター等：まちづくりセンター設置当初は本市からの外部委託であったが、現在では、本市の会計年度任用職員による支援を行う区もあることから、「等」と表記している。 [↑](#footnote-ref-44)
45. Information and Communication Technologyの略。コンピュータやインターネットなどの情報通信技術のこと [↑](#footnote-ref-45)
46. 地方自治法上、「区長」は「区役所の長」であり、局の事務を所掌できないことになっていることから、現行の政令指定都市制度のもとで、区の区域内における各局の基礎自治に関する業務を横断的に総括し、局長以下を指揮監督する職として、24 の「区シティ・マネージャー（区ＣＭ）」職を設置し、24 区長をもって充てる（兼務する）旨を大阪市の事務分掌規則に定めている。 [↑](#footnote-ref-46)
47. 施策・事業に必要な要素である企画（Plan）、運営（Do）、評価（Check）、改善（Action）を一貫した流れのものとして捉え、それらを循環させることで、以降の施策・事業の改善に結びつける手法 [↑](#footnote-ref-47)
48. 住民に近いところで行われる決定ほど望ましい、という地方分権の基本的な考え方 [↑](#footnote-ref-48)
49. 作業要領書などの整備を徹底し、作業効率を向上させるとともに、担当者間ムラ及び変化点（引継ぎや制度改正など）リスクの低減を図ること [↑](#footnote-ref-49)
50. ＩＣＴ（情報通信技術）を活用した、場所や時間にとらわれない柔軟な働き方のこと [↑](#footnote-ref-50)
51. 職場で従業員の席を固定せず、空いている席を自由に使う制度 [↑](#footnote-ref-51)
52. 隔たりのない広い事務室で、大勢の職員が働く職場環境 [↑](#footnote-ref-52)
53. 概ね小学校区を範囲として、地域団体やＮＰＯ、企業など地域のまちづくりに関するいろいろな団体が集まり、話し合い、協力しながら、様々な分野における地域課題の解決やまちづくりに取り組んでいくための仕組み。以下、「地活協」と表記する。 [↑](#footnote-ref-53)
54. まちづくりセンター：「大きな公共を担う活力ある地域社会づくり」の実現に向けて、市民による自律的な地域運営を積極的に支援することを目的としている機能や体制などの総称 [↑](#footnote-ref-54)
55. まちづくりセンター等：まちづくりセンター設置当初は本市からの外部委託であったが、現在では、本市の会計年度任用職員による支援を行う区もあることから、「等」と表記している。 [↑](#footnote-ref-55)
56. 地域活動の対象範囲を表した表現で、第一層とは「自治会・町内会単位」をさしている。なお、平成29年１月にまとめられた「区政の検証」では、第一層のほかに、第二層を「校区等地域単位」、第三層を「区単位」としている。 [↑](#footnote-ref-56)
57. Sustainable Development Goalsの略。2001年に策定されたミレニアム開発目標（MDGs）の後継として，2015年9月の国連サミットで加盟国の全会一致で採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に記載された2030年までに持続可能でよりよい世界をめざす国際目標 [↑](#footnote-ref-57)
58. Information and Communication Technologyの略。コンピュータやインターネットなどの情報通信技術のこと [↑](#footnote-ref-58)
59. 校区等地域の将来像や、住民の様々な意見の調整・取りまとめを行う機能のこと [↑](#footnote-ref-59)
60. 校区等地域内で、他の市民活動団体が行っていない地域活動をカバー（補完）しながらまちづくりを進めていく機能 [↑](#footnote-ref-60)
61. 「大きな公共を担う活力ある地域社会づくり」の実現に向けて、市民による自律的な地域運営を積極的に支援することを目的としている機能や体制などの総称 [↑](#footnote-ref-61)
62. まちづくりセンター：「大きな公共を担う活力ある地域社会づくり」の実現に向けて、市民による自律的な地域運営を積極的に支援することを目的としている機能や体制などの総称 [↑](#footnote-ref-62)
63. まちづくりセンター等：まちづくりセンター設置当初は本市からの外部委託であったが、現在では、本市の会計年度任用職員による支援を行う区もあることから、「等」と表記している。 [↑](#footnote-ref-63)